

平成 27 年第 2 回定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

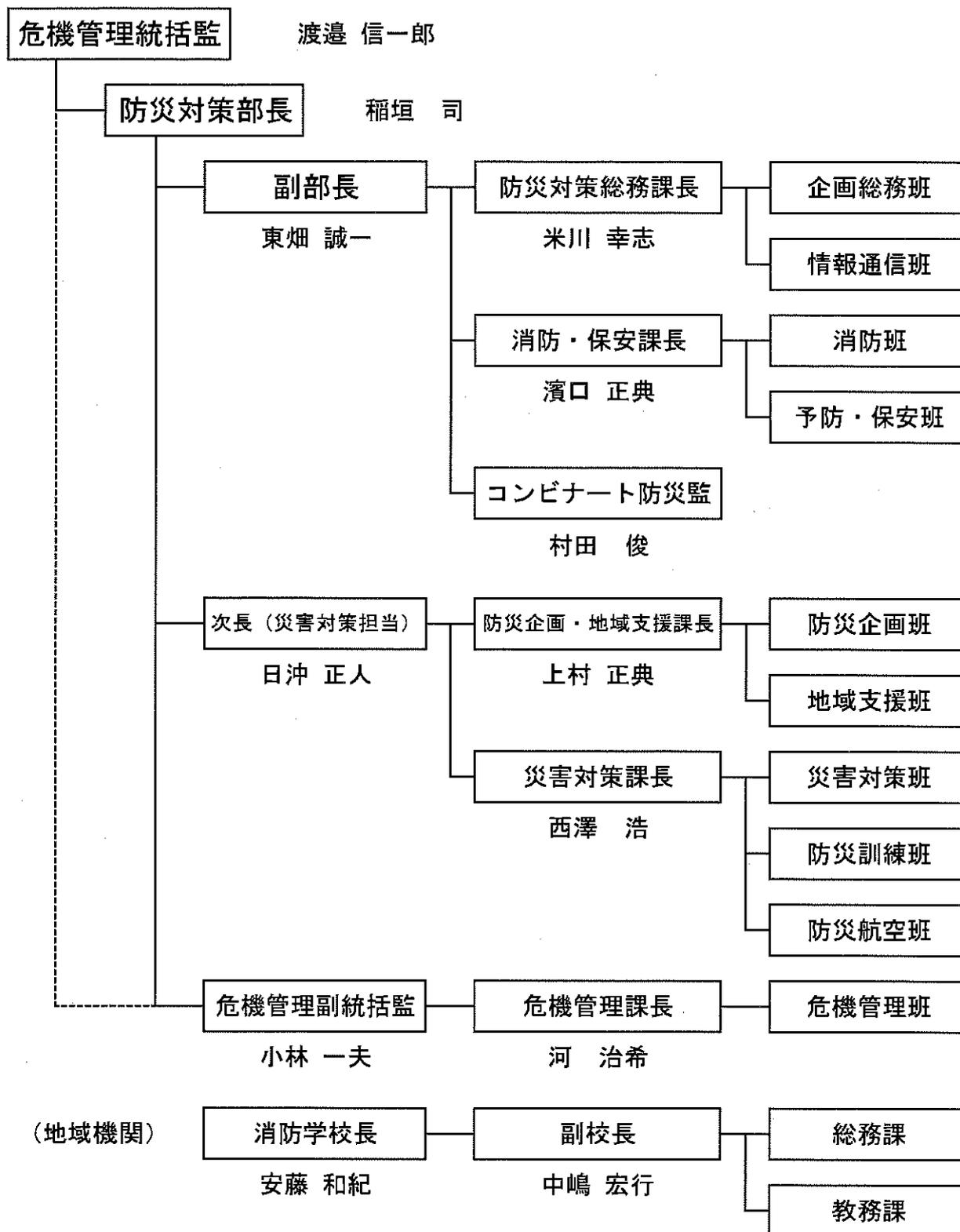
1	防災対策部の組織機構について	1
2	平成 27 年度防災対策部予算について	2
3	三重県の地震・津波対策及び風水害対策について	3
4	三重県復興指針（仮称）について	5
5	防災情報の提供と防災通信ネットワークについて	9
6	消防・保安行政の推進について	13
7	石油コンビナートの防災対策について	23
8	東日本大震災支援本部員会議について	27
9	地域防災力の向上について	31
10	災害対応力の充実・強化について	39
11	危機管理の推進について	51
12	国民保護の推進について	53

【別冊】

- 別冊 1：事務事業概要
- 別冊 2：平成 27 年度防災対策部主要事業

平成 27 年 5 月 27 日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	70 (13)
地域機関	14 (7)
合計	84 (20)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成27年度防災対策部予算について

平成27年度の防災対策部予算額は20億8,555万3千円で、平成26年度当初予算額と比較し、12億5,108万6千円の減となっています。

増減の主なものは、北勢広域防災拠点の造成工事の実施による増【防災拠点施設整備事業費】、防災ヘリコプター「みえ」の定期点検費用の減【防災ヘリコプター運航管理費】、消防救急デジタル無線整備工事の終了による減【消防費】です。

単位:千円

項目	事業名	H26		H27		差引 B-A	前年度比 B/A
		予算額 A	予算額 B	左の財源			
				県費	その他		
	【危機管理推進事業費】	2,004	1,741	1,741	0	△ 263	86.9%
	危機管理費計	2,004	1,741	1,741	0	△ 263	86.9%
	企画費	2,004	1,741	1,741	0	△ 263	86.9%
	【給与費】	544,070	544,213	544,213	0	143	100.0%
	【防災総務費】	14,904	14,629	14,590	39	△ 275	98.2%
	【防災対策費】	93,494	90,510	90,448	62	△ 2,984	96.8%
	【地震対策費】	383,695	307,612	307,481	131	△ 76,083	80.2%
	【防災拠点施設整備事業費】	38,578	399,956	7,155	392,801	361,378	1036.7%
	【防災行政無線管理費】	226,600	228,587	173,332	55,255	1,987	100.9%
	【防災行政無線整備事業費】	15,093	18,318	1,318	17,000	3,225	121.4%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	409,880	231,578	189,578	42,000	△ 178,302	56.5%
	【防災ヘリコプター更新事業費】	0	10,729	729	10,000	10,729	皆増
	【国民保護費】	743	2,124	668	1,456	1,381	285.9%
	防災総務費計	1,727,057	1,848,256	1,329,512	518,744	121,199	107.0%
	【消防費】	1,405,101	36,334	36,334	0	△ 1,368,767	2.6%
	【予防費】	38,544	38,133	△ 8,246	46,379	△ 411	98.9%
	【消防学校費】	136,929	136,329	136,141	188	△ 600	99.6%
	消防指導費計	1,580,574	210,796	164,229	46,567	△ 1,369,778	13.3%
	【高圧ガス費】	24,837	22,963	△ 12,288	35,251	△ 1,874	92.5%
	【銃砲火薬類取締費】	991	778	△ 2,514	3,292	△ 213	78.5%
	【電気関係取締費】	1,176	1,019	△ 7,728	8,747	△ 157	86.6%
	銃砲火薬ガス等取締費計	27,004	24,760	△ 22,530	47,290	△ 2,244	91.7%
	防災費計	3,334,635	2,083,812	1,471,211	612,601	△ 1,250,823	62.5%
	合計	3,336,639	2,085,553	1,472,952	612,601	△ 1,251,086	62.5%

3 三重県の地震・津波対策及び風水害等対策について

1 三重県新地震・津波対策行動計画の実践について

東日本大震災の発生を受けて平成 23 年度に策定した「三重県緊急地震対策行動計画」を引き継ぐとともに、国の防災基本計画の大幅修正等を受けて抜本的な見直しを行った「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」に基づく県の実施計画として、平成 26 年 3 月、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定・公表しました。

平成 27 年度は本計画の 5 ヶ年の取組期間の中間年にあたり、現在、関係部局がその着実な実践に取り組んでいるところです。

この計画については、毎年、関係部局から取組状況の報告を受け、進捗管理を行うこととしており、現在、平成 26 年度の実績の把握と検証を進めています。

なお、防災対策部として本計画に基づき、平成 27 年度に注力すべき事業としては、「三重県復興指針(仮称)」の策定、災害対策本部における初動期の機能・体制の見直し、「三重県業務継続計画(BCP)」の策定、災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討、「海底地震観測網(DONET)」の活用検討、「防災情報プラットフォーム」の構築にかかる基本計画の策定などが挙げられます。

また、本計画において新たな課題として取り上げた「県北部の海拔ゼロメートル地帯の防災・減災対策」については、桑名市及び木曾岬町とともに立ち上げた「県北部ゼロメートル地帯対策協議会」において具体的な対策を検討しているところであり、平成 26 年度は、両市町の津波避難施設の整備等を支援するための補助制度の検討を進め、新たに「県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金」を創設しました。平成 27 年度は、風水害による高潮対策も視野に入れた、県境をもまたぐ広域避難対策のあり方について検討を進めることとしています。

2 三重県新風水害対策行動計画の実践について

「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」に続き、抜本的な見直しを行った「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」に基づく県の実施計画として、平成 27 年 3 月、「三重県新風水害対策行動計画」を策定・公表し、ホームページで公開するとともに、関係機関・団体等への冊子の配布を行いました。引き続き関係機関等の協力を得ながら計画の広報に努め、「三重県新地震・津波対策行動計画」とともに、さらなる周知を図ることとしています。

本計画の策定にあたっては、「平成 23 年紀伊半島大水害」や「平成 26 年 8 月豪雨」を始めとする近年の風水害事例を検証し、風水害を“発生から発災までのリードタイムの有無”を基準として、「時間的余裕のあるもの」と「時間的余裕のないもの」に大別して課題の整理をしました。

その上で、例えば、台風などの「時間的余裕のあるもの」については、公助主体の観点から「三重県版タイムライン(仮称)」の策定など、局地的大雨などの「時間的余裕のないもの」については、自助・共助主体の観点から「消防団と自主防災組織の連携強化」に向けた様々な取組などを掲げ、合わせて 151 の行動項目に整理し

たところ です。

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 ヶ年で、毎年、関係部局から取組状況の報告を受け、進捗管理を行うこととしています。

「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」の進捗管理を一体的に進め、総合的な防災・減災対策を推進することで、「防災の日常化」の定着を図っていきます。

4 三重県復興指針（仮称）について

1 趣旨

南海トラフ地震により想定される甚大な被害からの早期復興を図るため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく「三重県復興方針（仮称）」、及び「三重県復興計画（仮称）」を、震災後、速やかに策定できるよう、同方針や同計画への記載項目や内容等について整理を行い、「三重県復興指針（仮称）」を策定します。

2 基本的な考え方について

(1) 「三重県新地震・津波対策行動計画」において、「事前復興」には、「復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておく」というソフト的な意味合いと、「災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進する」というハード的な意味合いの、二通りの定義があると述べました。「三重県復興指針（仮称）」は、このうち前者の定義に基づくものです。

(2) ソフト対策としての「事前復興」の取組が重要となる背景として、東日本大震災の被災地では、懸命の努力にもかかわらず、思うように復興が進まないことによって、従前からの人間関係が希薄化し、地域のコミュニティが破壊されてしまった等の厳しい現実と直面しているという実情があります。

そこで、「三重県復興指針（仮称）」では、被災直後には忘れられがちになるものの、本来、震災復興における最大の課題とも言える「地域コミュニティの再生」を基本理念として掲げ、これを念頭に置いた復興対策を求める指針とします。

(3) 三重県がこの指針を必要とするときは、10年あるいは20年以上先になることも想定されます。被災からの長い年月の経過により、震災復興の教訓についても、徐々に風化していく懸念があることから、来るべき時に備えて、今の記録や生の声を残すことに重きを置き、「事実」に基づいた指針とします。

具体的には、被災自治体がこれまで現場で取り組んできた、現実の復興対策を押しえた上で、「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」に倣い、必要に応じて、復興対策に取り組んでいる職員等へのインタビュー記事などを掲載する方針です。

(4) 東日本大震災による被災自治体の復興過程をふまえ、大規模災害が発生した際は、三重県においても、「復興方針」の策定にとどまらず、「復興計画」も策定することになるという前提のもと、これにも対応した指針とします。

(5) 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など、既に被災自治体が復興を終えた災害にも着目し、これら自治体の復興過程における反省や教訓、復興後に明らかになった課題等についても盛り込んだ指針とします。

(6) 市町が大規模災害からの復興過程をイメージできるようにするなど、市町における「復興計画」の策定に資する指針とします。

3 東日本大震災による被災自治体（県）の復興方針等の策定状況について

	岩手県	宮城県	福島県
復興方針	東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針 (H23. 4. 11)	宮城県震災復興基本方針 (H23. 4. 11)	福島県復興ビジョン (H23. 8. 11)
復興計画	岩手県東日本大震災津波復興計画（8年間） (H23. 8)	宮城県震災復興計画（10年間） (H23. 10)	福島県復興計画（10年間） (第1次：H23. 12) (第2次：H24. 12) ※第2次は、第1次の時点修正
	岩手県東日本大震災津波復興計画（実施計画） (第1期(3年間)：H23. 8) (第2期(3年間)：H26. 3)	宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画 (復旧期(3年間)：H24. 3) (再生期(4年間)：H26. 3)	

※被災自治体のうち、岩手県と宮城県では、震災1か月後に、「復興方針」を公表しています。

※「大規模災害からの復興に関する法律」の規定では、県に策定が求められるのは「復興方針」であるものの、被災自治体では、「復興計画」を策定し、県自らも具体的な対策に取り組んでいます。

4 今後の進め方について

東日本大震災による被災自治体の取組状況調査の実施、有識者からの意見聴取などを進め、関係部局と連携して策定に取り組み、進捗状況を議会や市町に報告しながら、平成27年度末の公表をめざしていきます。

【参考】

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月施行）

（復興基本方針）

第八条 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第三条の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならない。

（都道府県復興方針）

第九条 特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針（以下「都道府県復興方針」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県復興方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
 - 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

（復興計画）

第十条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は、復興基本方針及び当該都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

5 防災情報の提供と防災通信ネットワークについて

1 防災情報の提供

(1) 概要

県では、災害情報等を収集し、提供する仕組みである「防災情報提供プラットフォーム」を平成 15 年度から運用しています。

防災情報提供プラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス ③市町等から被害情報等を収集する防災情報システム で構成しています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報や災害情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報をリアルタイムで県民等に提供するシステムです。

また、防災に関する各種資料等も提供しています。

なお、これらの情報は携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の情報提供を行うシステムです。

平成 25 年度には環境生活部大気・水環境課と協力して「PM2.5 注意喚起情報」の配信を開始しました。

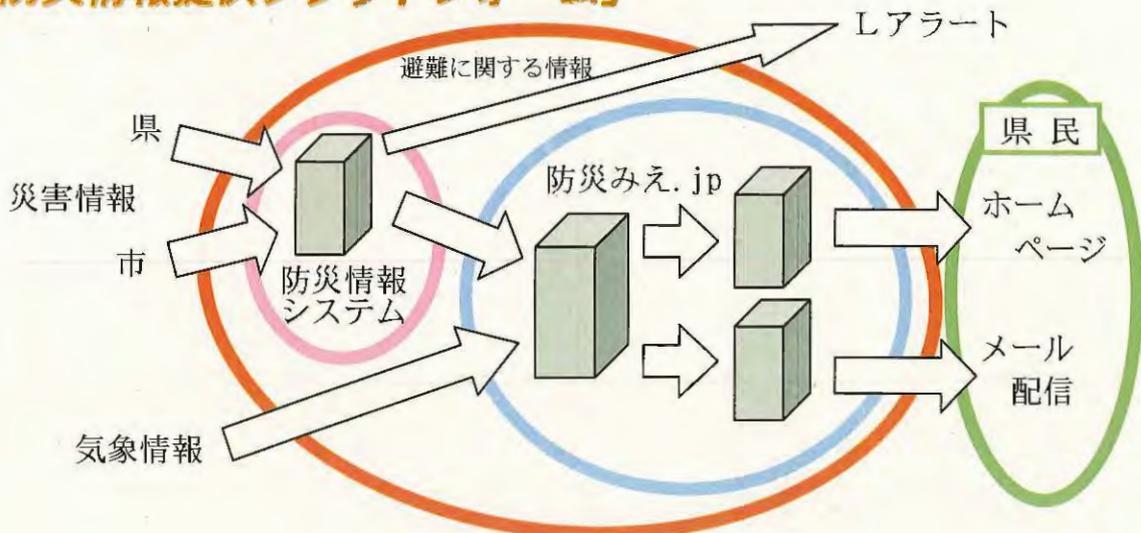
登録者数は平成 27 年 3 月末現在で、約 4 万 2 千 9 百人です。

③ 防災情報システム

災害対策本部の設置時に、関係市町等から被害情報や避難情報を収集し、共有するシステムです。

平成 27 年 6 月 1 日からは、防災情報システムに入力された市町の避難に関する情報について、Lアラートに提供を開始する予定です。

「防災情報提供プラットフォーム」



(2) 今後の取組

県民の皆様が身を守るために必要な情報をわかりやすく提供できるように、情報の内容や提供方法について充実を図っていきます。

メール配信サービスについては、配信内容や利用方法等について時期をとらえた周知・啓発を行うことにより登録を促進し、県民の迅速な防災対応に繋げていきます。

また、現在のシステムは保守対応が可能な期限が迫っていることから、GISを活用した新しい防災情報プラットフォームを構築するための基本計画の策定を進め調達仕様書の作成を行います。

なお、平成28年度にシステムを構築し、平成29年度から運用を開始する予定です。

2 防災通信ネットワーク

(1) 概要

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、①地上系防災行政無線 ②衛星系防災行政無線 ③有線系通信 で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
中継所	—	24	—	—	
県庁舎等	13	13	10	13	
(内 訳)	端末局	107	126	52	78
	市 町	29	49*	29	49*
	消防本部	15	15	15	15
	警察署関係	19	19	1	0
	医療関係	16	16	4	0
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	12	12	0	11
	国関係	8	7	3	2
	ライフライン	5	5	0	0
合計	120	163	62	90	

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

① 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局及び車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

② 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。

平成22年度から平成25年度にかけて高機能の次世代型設備への更新を行い、現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できるようになりました。

③ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 今後の取組

引き続き災害拠点病院に指定された済生会松阪総合病院及び名張市立病院に地上系防災行政無線を順次整備していきます。

なお、今年度は済生会松阪総合病院に地上系防災行政無線設備を設置します。

また、防災ヘリコプターとの通信に使用している防災行政無線のデジタル化及び新たにヘリコプターテレビ映像電送システムを整備するための設計を行っています。

なお、平成27年度から平成28年度にかけて整備を行い、平成29年度から運用を開始する予定です。

(参考)

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。

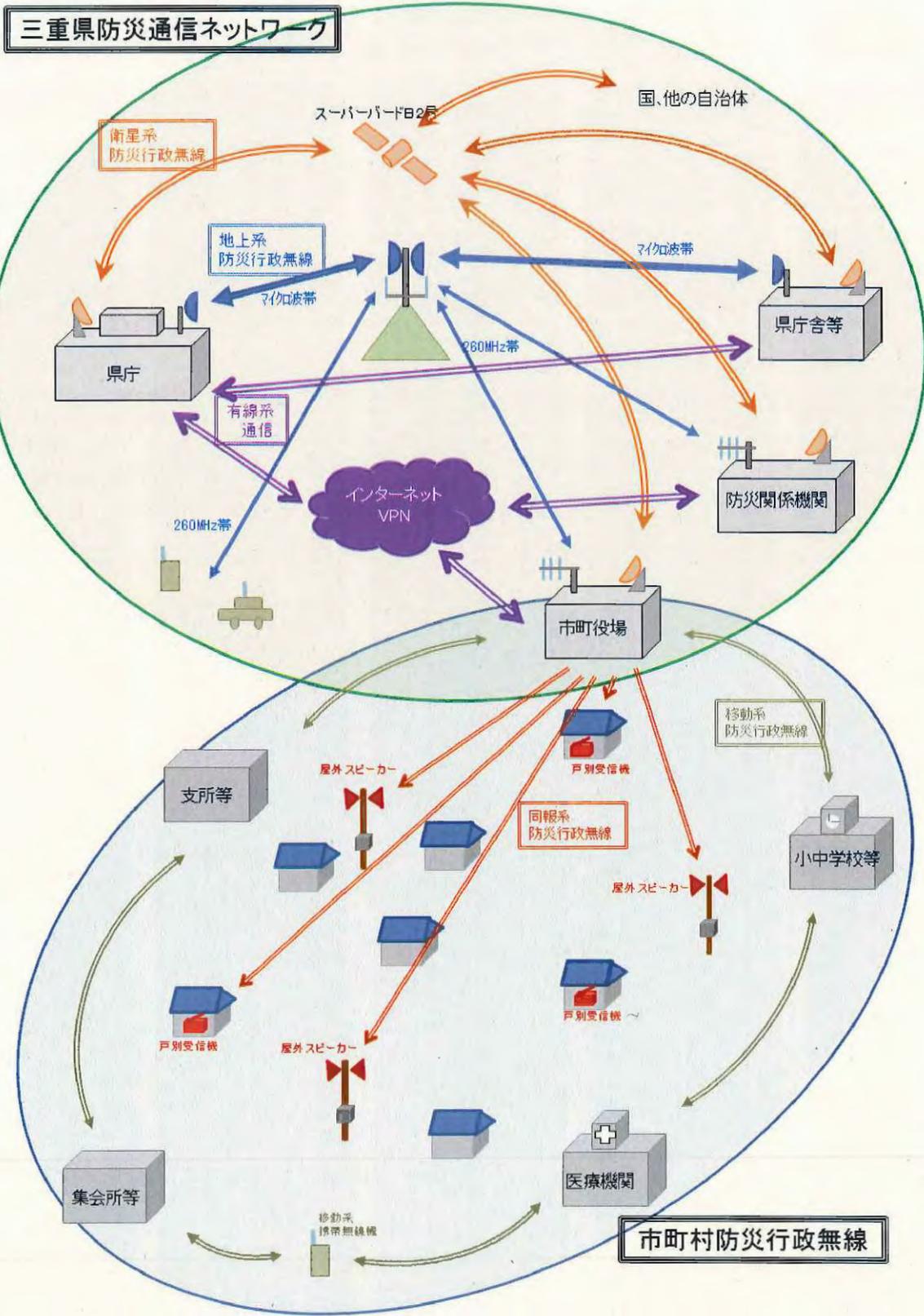
一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

29市町単位のうち、28市町が同報系無線^{*}を、29市町が移動系無線を整備しています。 ※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応

また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

「三重県防災通信ネットワーク」



6 消防・保安行政の推進について

1 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練について

(1) 緊急消防援助隊ブロック合同訓練及び県総合防災訓練について

- ① 緊急消防援助隊ブロック合同訓練は、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、複数の都道府県を単位とした合同訓練を毎年一回、全国6ブロック（北海道東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）毎に実施されているものです。
本県は、中部ブロックと近畿ブロックの2つのブロックに参加しており、平成27年度は、本県が中部ブロック（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、福井県、石川県、富山県）の開催県となっています。
- ② 県総合防災訓練は、県民主体の防災対応（避難訓練、避難所運営訓練）、各関係機関の連携強化、防災活動に関する技術の向上を目的として、地域の特性を生かしながらテーマを設定し、県民主体のより実践的な総合防災力強化のための実動訓練を行っています。
- ③ 今年度は「平成27年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練」として、同日に開催します。

(2) 訓練の目的

- ① 三重県内に大規模な地震が発生したことによる広域的な災害を想定し、これまでの県総合防災訓練における3つのポイント、1) 地域の災害特性に応じたテーマ設定による訓練、2) 関係機関との連携強化、3) 住民参加、を踏まえ訓練を実施します。
特に今回の訓練においては、平成27年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練と同時開催することから、次項に掲げるとおり、救助関係機関との連携に重点をおいて実施します。
- ② 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練において、消防組織法第44条及び45条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動体制、各部隊における活動技術の向上、自衛隊・警察・海上保安庁・DMAT・消防団等関係機関との連携活動の強化、三重県及び被災市町における受援体制の確立を図ります。

(3) 訓練想定

「『養老-桑名-四日市断層帯』を震源とする最大震度7の内陸型地震が発生し、この地震の発生により北勢地域の複数市町が被災した。」との想定により、訓練を実施します。

(4) 実施日

平成27年10月23日（金） 8時30分から
平成27年10月24日（土） 12時30分まで

(5) 開催地域

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、菰野町
※主会場は長島運動公園（桑名市）

2 消防団の充実・強化について

(1) 三重県の消防団の現状

消防団は、地域の防災力確保のために大きな役割を果たしていますが、全国で団員数の減少、団員に占める被雇用者の増加、平均年齢の上昇が進む中、県内の消防団の現状は以下のとおりとなっています。

① 三重県内の消防団員数の推移（図①）

団員数は、全国で年々減少が続いている中、県では平成21年を減少傾向のピークとして、平成22年以降は増加の傾向にあり、平成27年4月1日現在の団員数は13,844人（速報値）となっていますが、平成11年（14,346人）に比べ、502人の減少となっています。

※ 全国の消防団員数（平成26年4月1日現在）864,347人（平成11年比 90.3%）

② 消防団員の被雇用者化（図②）

消防団員に占める被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっています。

※ 三重県内の団員における被雇用者の割合（平成26年4月1日現在）72.4%

③ 消防団員の高齢化（図③）

県内の消防団員の平均年齢は平成26年4月1日現在40.4歳であり、平成12年の平均年齢が35.8歳であったので、14年間で4.6歳高年齢化しています。

※ 全国平均年齢（平成26年4月1日現在）39.9歳

④ 女性消防団員の増加（図④）

全国的に、女性消防団員は毎年増加を続けており、県内においても平成27年4月1日現在、女性消防団員数は475人（速報値）と、平成11年と比較すると、約2倍の増加となっています。なお、全消防団員に対する割合は3.4%となっています。

※ 全国の女性消防団員の割合（平成26年4月1日現在）2.5%

(2) 今後の対応

消防団員の確保や消防団の活性化に、引き続き取り組むとともに、消防団の装備や団員の教育訓練等の充実・強化を図っていきます。

① 消防団員の入団促進、消防団活性化の取組

三重県消防協会と連携し、次の取組を進めていきます。

ア 消防団入団促進キャンペーンの実施

消防団員の入団促進や消防団の活性化につながるよう、2月に入団促進キャンペーンを実施します。

イ 消防団協力事業所に係る取組

被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境整備を進めるため、消防団協力事業所制度の活用を推進していきます。

※ 登録事業所数（平成27年4月1日現在）199事業所

ウ 若年層への啓発活動

団員の高齢化に対応するため、県内の大学等へのポスター貼付等により、若年層を対象とした啓発活動を推進します。

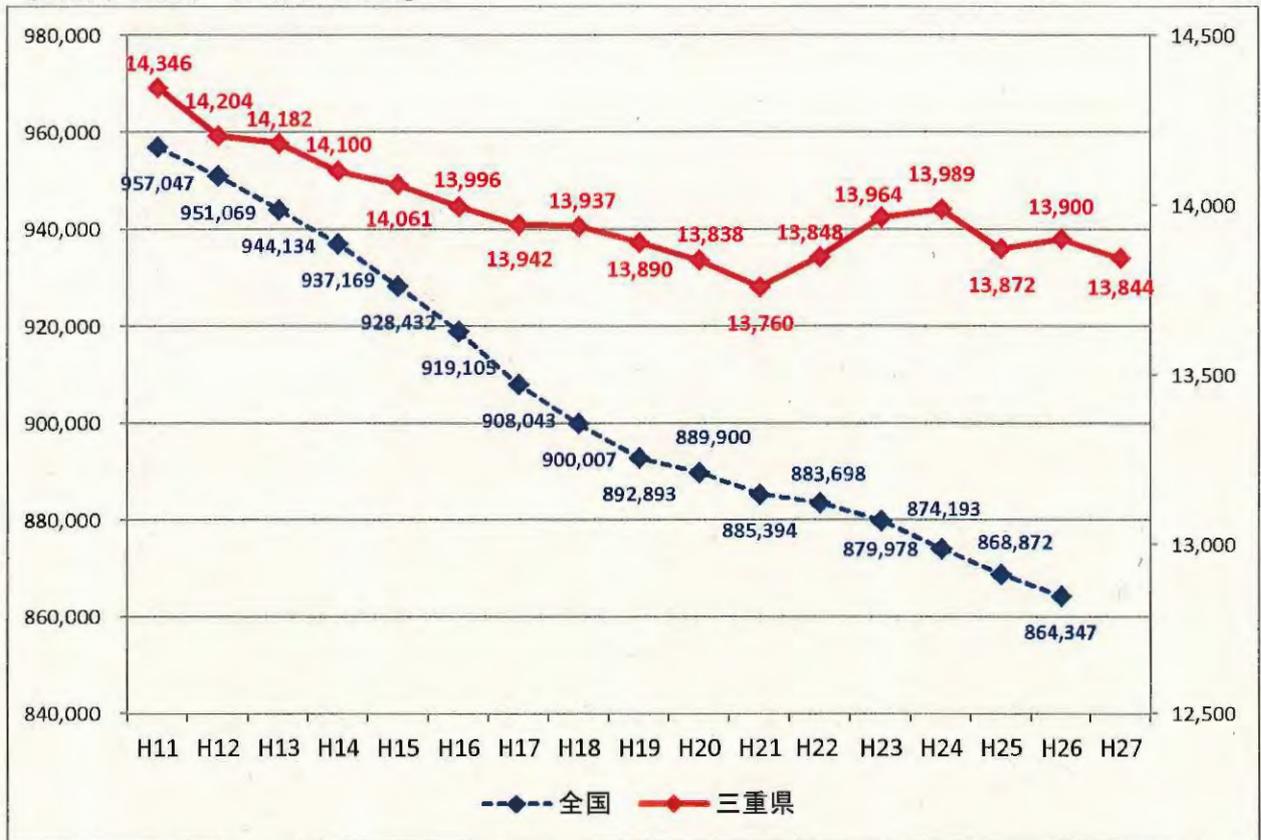
② 消防団の充実強化

消防団の装備の充実とともに、消防学校と連携した消防団員の教育訓練等の充実強化を図っていきます。

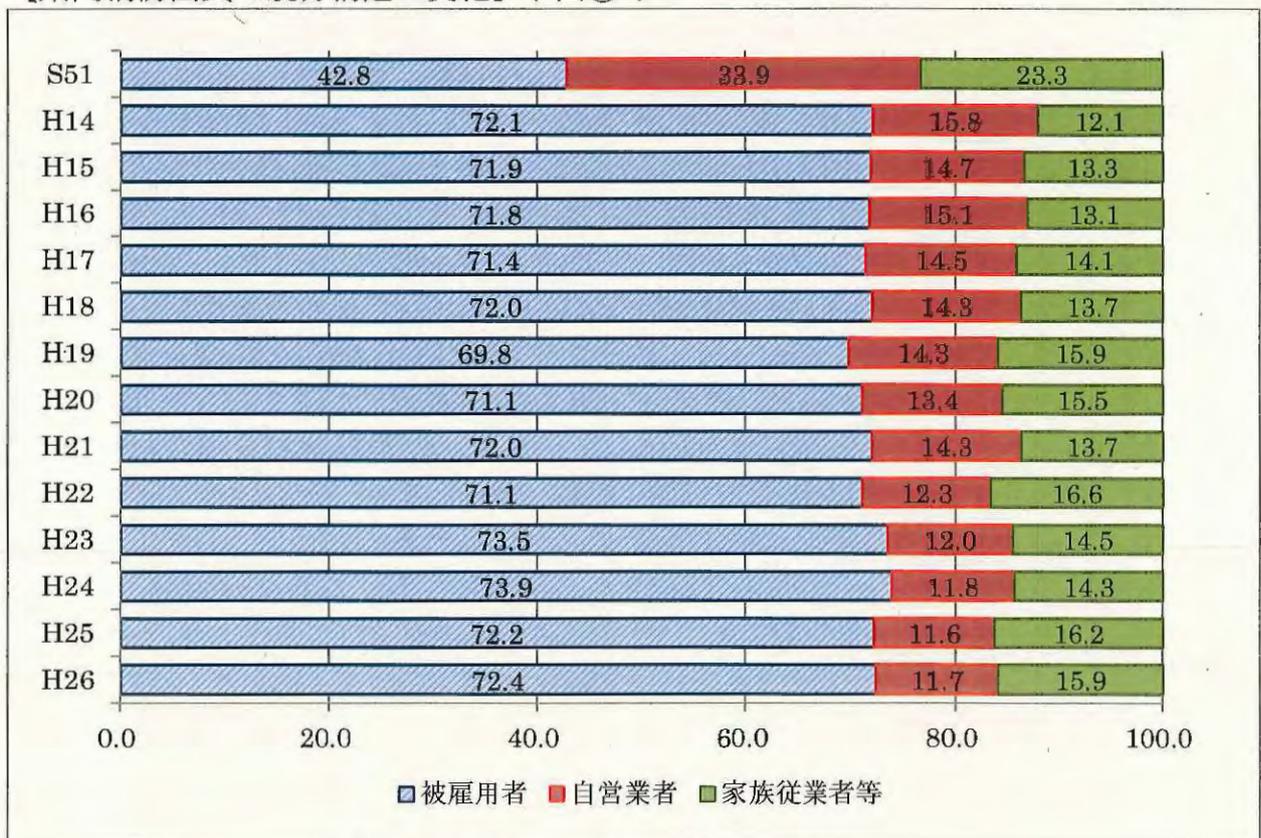
③ 若年層消防団員の確保のための仕組づくり

三重県消防協会の消防団活性化促進事業や市町と連携しながら、若手消防団員応援制度など入団のメリットを提供できる仕組みの構築など、事業所の理解・協力を得ることにより、被雇用者が入団しやすい環境づくりに向けた検討を進めていきます。

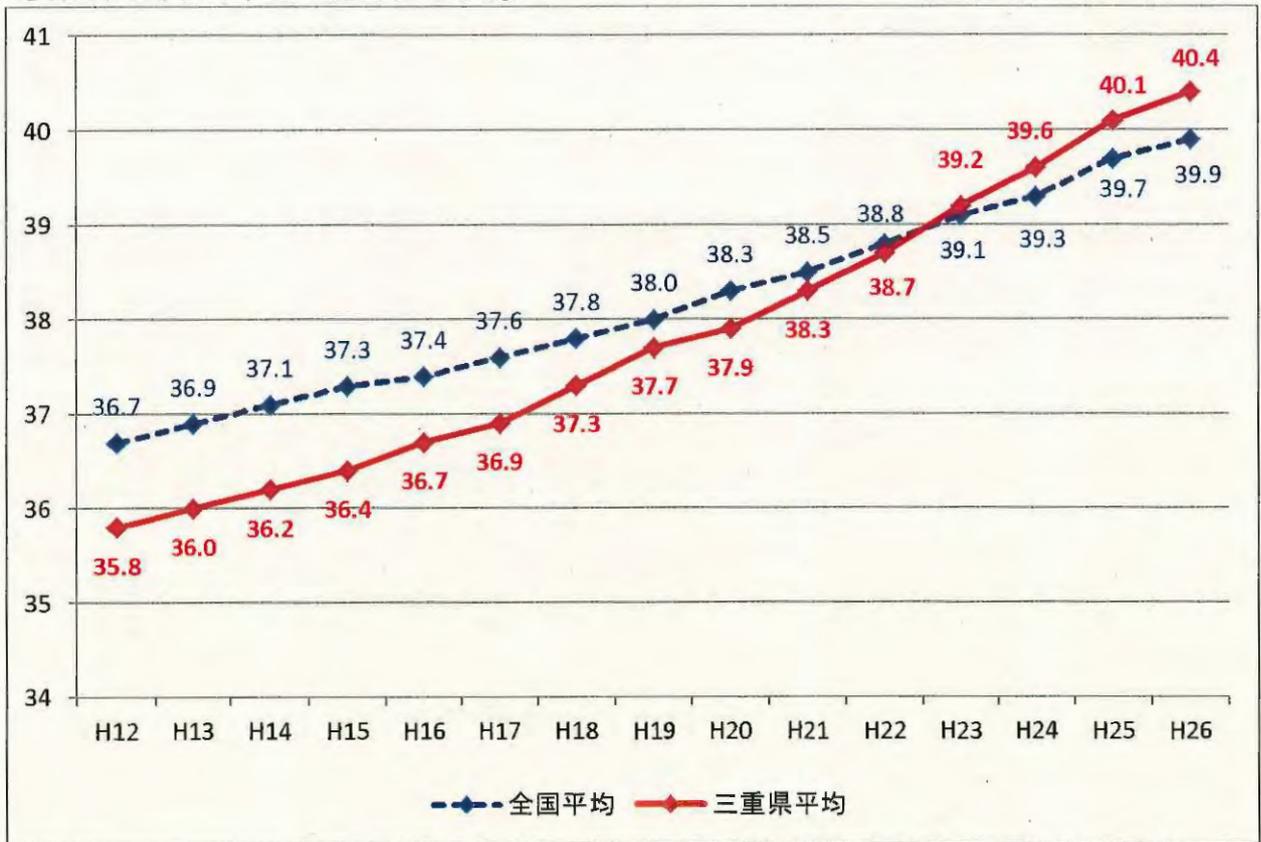
【消防団員数の推移】（図①）



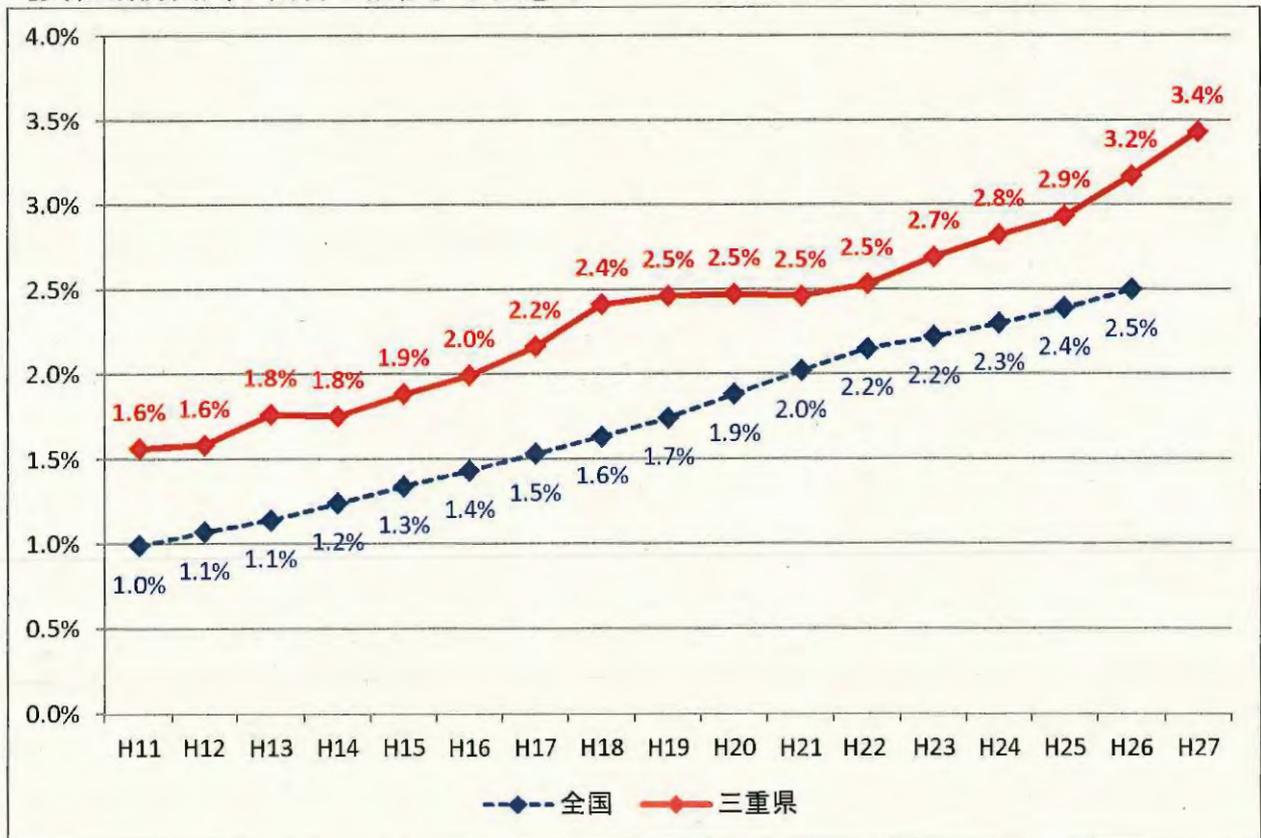
【県内消防団員の就労構造の変化】（図②）



【消防団員平均年齢の推移】（図③）



【女性消防団員の割合の推移】（図④）



3 消防の広域化について

(1) 経緯

消防庁は、消防が持つ様々な課題に対応していくためには、消防の広域化が必要であると、平成 18 年に消防組織法の一部改正を行うとともに、基本指針を示しました。これを受け、県は、平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、県域 1 ブロックを最終目標としながら、第一段階として、8 ブロックを平成 24 年度までの当面の目標とし、第二段階を 4 ブロックとする段階的な広域化を進めることとしました。

全国的に広域化が進展しない中、平成 25 年 4 月に、地域の実情を考慮することや、先行・重点化して取り組む地域を県が指定することなどを内容とした、消防庁の基本指針の改正が行われ、広域化の期限が平成 30 年 4 月 1 日まで延長されました。

この基本指針の改正を受け、県は、平成 25 年度に「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行い、平成 26 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（以下「推進計画（改訂版）」）を策定、公表しました。

(2) 三重県消防広域化推進計画（改訂版）の概要

推進計画（改訂版）では、地域の実情をふまえて、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、消防事務の全部を統合する前段階としての、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進することとしています。

消防の広域化の進め方

- ・ 県内一律ではなく、地域の実情をふまえて広域化を推進する。
 - ・ 優先度が高い地域の広域化を推進するために、県は関係市町の意向を踏まえ、重点地域の指定を行う。
- 1 優先的に広域化に取り組む地域の重点化（重点地域の指定）
 - ・ 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域
→ ①伊賀市・名張市地域、②四日市市・菰野町地域
 - ・ 急ぎ消防体制の強化が必要な地域
→ 鳥羽市
 - 2 「機能別広域化」の推進
 - ・ 消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進
 - * 機能別広域化・通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理
 - 3 広域化の気運の醸成
 - ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進
 - ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応（相互応援等）の強化

(3) 今後の取組について

- ・ 推進計画（改訂版）に従い、優先的に取り組む必要があるとした地域については、あらかじめ関係市町の意向を踏まえたうえで、国・県の支援を集中的に実施する重点地域の指定を行っていくこととします。
- ・ 市町や消防本部からの求めに応じて必要な調整や先進事例等のきめ細かな情報提供、啓発活動を行うとともに、地域の実情に応じた弾力的な財政支援措置を国に働きかけるなどに取り組んでいきます。
- ・ 県独自の支援策として、推進計画（改訂版）に従い見直しを行った消防広域化推進補助金を活用しながら、広域化の推進に取り組んでいきます。

4 救急救命活動について

(1) 救急搬送の現状

平成26年中の県内における三重県内の救急出動件数は89,277件、搬送人員は83,369人で、前年に比べ出動件数は1,283件の減少(前年比1.4%減)、搬送人員は1,690人の減少(前年比2.0%減)となっており、減少率はいずれも全国最高となっています(全国は、救急出動件数1.2%増、搬送人員1.1%増)(図⑤)。

ただし、平成25年(増加率全国第1位)は、神宮式年遷宮関連行事での熱中症による救急出動件数の増加などの特殊要因があったと考えられることから、依然、増加傾向にあるものと考えています。また、平成25年中の現場到着時間の平均は8.1分(前年8.4分)、病院収容時間の平均は38.4分(前年38.0分)となっており、現場到着時間は、わずかながら改善いたしましたが、年々延長の傾向にあります(図⑥)。

(2) 現状をふまえた今後の取組 ～救急救命活動の向上に向けた取組～

病院収容までに要する時間の延長に対応していくためには、病院前救護体制の充実・強化が重要であり、その際に救急救命士の果たす役割が大きくなっています。

また、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までを円滑に実施することの重要性が増しています。

これらのことをふまえ、次のとおり取組を進めていきます。

① 救急救命士の養成

県内消防本部から派遣された消防職員が、高度の救急活動ができる救急救命士として養成されるよう、財団法人救急振興財団及び名古屋市救急救命研修所における受講生の受入れ(年間30名前後)について調整や支援を行っていきます。

② 救急救命士の資質の向上

現在、救急現場で活動している救急救命士の資質の向上や処置拡大に対応するため以下のとおり取組を進めます。

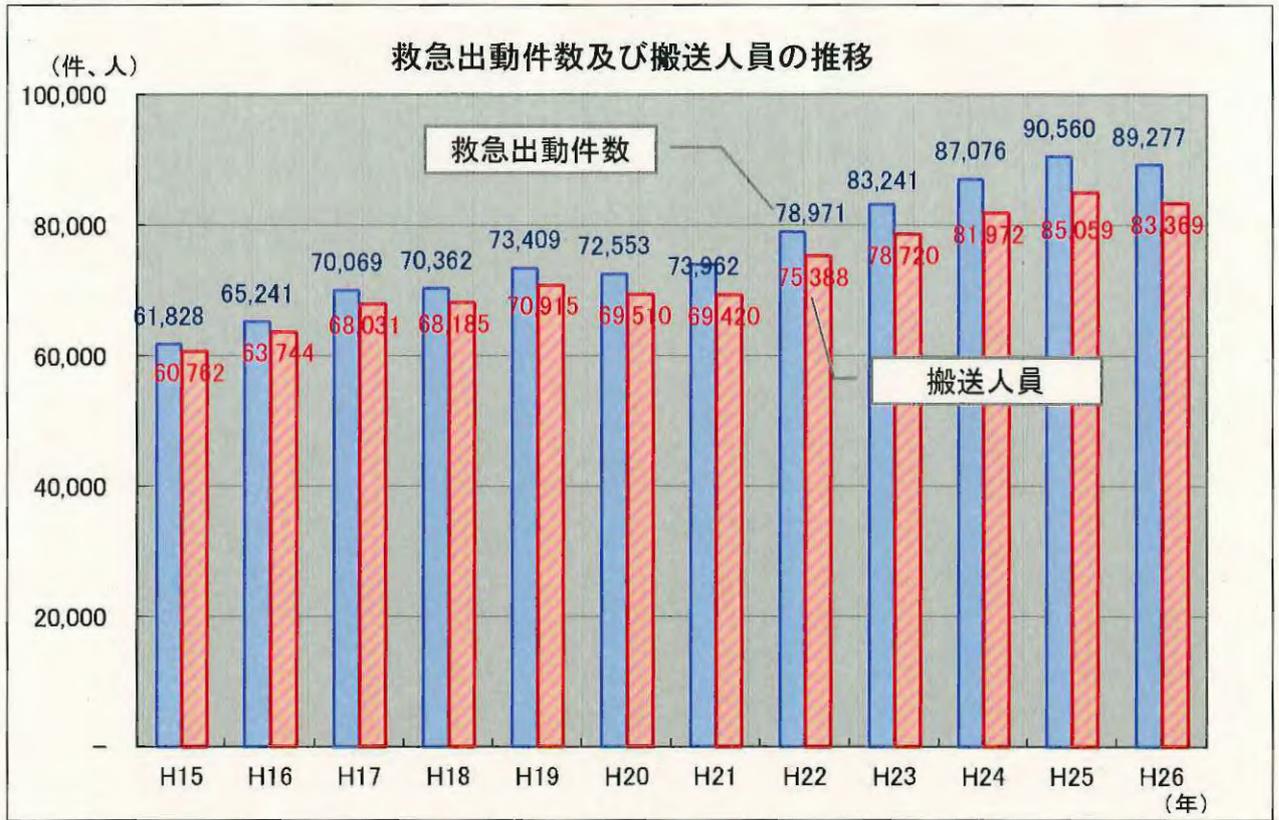
- ・ 消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる救急救命士(指導救命士)の養成講習を実施します。
- ・ 処置拡大に対応するため、救急救命士が資格を取得するための講習を実施します。
- ・ 脳卒中や心筋梗塞等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施します。

③ 傷病者の搬送及び受入れの円滑化

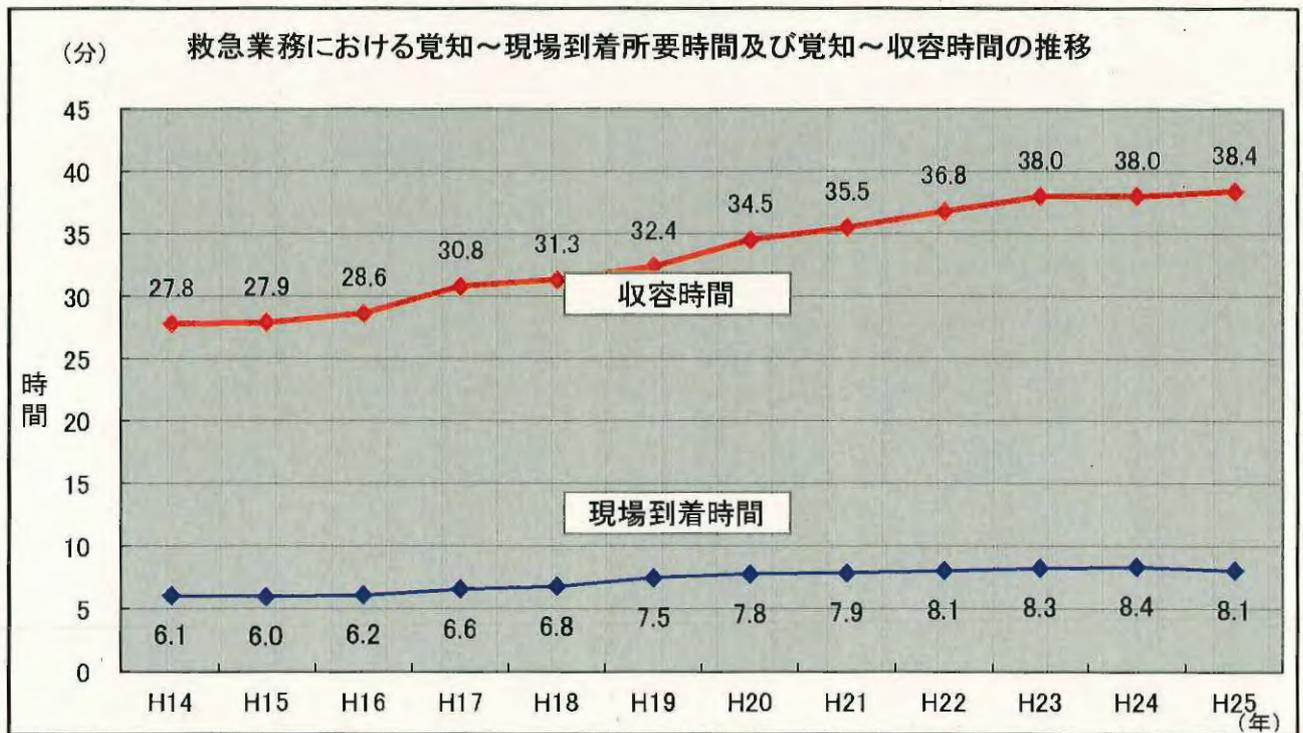
傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び受入れの円滑化を図るため、三重県救急搬送・医療連携協議会のもとで、消防機関と医療機関が連携し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用が図られるよう努めていきます。

※病院前救護とは、傷病者が医療提供機関に搬入されるまでに、救急救命士等により行われる救急救命処置のことを言います。

【 図⑤ 】



【 図⑥ 】



5 消防救急無線のデジタル化について

(1) 消防救急無線（共通波）の整備

県が、三重県市町総合事務組合からの受託業務として、工事発注及び施工管理を行ってきた「三重県消防救急デジタル無線（共通波）」整備（平成 24 年度～平成 26 年度）は、平成 26 年度末に完了しました。

平成 27 年 4 月からは、三重県市町総合事務組合が主体となり、消防救急無線（共通波）の運営を行っています。

(2) これまでの経緯

消防救急無線は、電波法に基づく周波数割当計画の変更により、平成 28 年 5 月 31 日までにアナログ方式からデジタル方式へ移行（以下「デジタル化」）しなければなりません。

平成 18 年度、県は、消防本部とともに、県域を一つのブロックとして消防救急無線の広域化・共同化をめざす「デジタル広域化整備計画」（以下「整備計画」）を策定し、消防救急無線のデジタル化に取り組むこととしました。

県は、消防本部とともに、整備計画に基づき、県域 1 ブロックでの共同整備の検討を行い、その結果、消防本部相互の応援活動に使用する消防救急無線（共通波）のデジタル化については、県防災行政無線施設（無線回線、鉄塔、電源設備等）を活用し、県域で整備を行うこととなりました。

このことを受け、県は、三重県市町総合事務組合からの受託業務として、消防救急無線（共通波）の工事発注及び施工管理（平成 24 年度～平成 26 年度）を行いました。

なお、消防救急無線（活動波）のデジタル化については、119 番の受付処理などを行う消防指令台との一体整備の必要性等の理由から、共同整備ではなく、各消防本部が進めることとなりました。

(3) 今後の取組

消防救急無線（共通波）の円滑な管理運営を実施するために設置された三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会に、県としてもオブザーバーとして参加するなど、運用面・技術面での助言等適切なフォローアップを行っていきます。

また、各消防本部が実施する消防救急無線（活動波）についても、平成 28 年 5 月の期限内にデジタル化が完了するよう、技術的なサポート等を含め、引き続き消防本部への支援や調整を図っていきます。

※ 消防救急無線デジタル化の事業及び今後の維持管理を行うため、三重県自治会館組合と三重県市町職員退職手当組合とが統合され、平成 24 年 5 月 1 日に三重県市町総合事務組合が設立されました。

※ 消防救急デジタル無線の種類について

名称		説明
共通波	統制波	異なる都道府県に属する消防機関（緊急消防援助隊）相互の応援活動に使用される全国共通の周波数、防災ヘリコプター搭載
	主運用波	県内の消防本部相互の応援活動を行う場合に使用される県内共通の周波数、防災ヘリコプター搭載
活動波		消防本部等がそれぞれの消防・救急業務の管轄区域において、活動を行うために使用する周波数

6 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概要

高圧ガス、LPガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

① 高圧ガス・LPガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者等に対するLPガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

(平成27年3月31日現在)

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	796
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	455
●LPガス販売所数	463
当該販売所に対する立入検査件数	472

② 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

(平成27年3月31日現在)

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	114
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	96

③ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

(平成27年3月31日現在)

●電気工事業関係事業所数	1,768
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	142

④ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

●危険物取扱者保安講習	20 回実施	3,774 名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9 回実施	1,017 名受講

(2) コンプライアンス確保への取組

平成 20 年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成 21 年度よりコンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会、保安対策講演会等を実施しコンプライアンスの徹底を図っています。

- コンプライアンス研修 平成 27 年 3 月 18 日、19 日 (津市、四日市市)
高圧ガス関係の許認可手続き及び施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施
- 保安対策セミナー 平成 26 年 7 月 23 日(四日市市)
「最近の重大事故とリスクアセスメント」について講演会を実施
- 保安対策講演会 平成 26 年 10 月 29 日(津市)
「高圧ガス事業所等における地震津波対策について」講演会を実施
- ハザード低減体験研修 平成 26 年 9 月 17 日、18 日、24 日(四日市市)
高圧ガスや可燃物の危険性の理解のため、火災・爆発等の模擬実験体験研修を実施

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査並びにコンプライアンス研修や保安対策講習等を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

これら講習等において、非定常作業時の安全確保に資する内容も取り上げ、事故の未然防止に努めていきます。

7 石油コンビナートの防災対策について

1 石油コンビナート地域における防災対策の概要

全国の石油コンビナート地域は、33道府県に85地域（特別防災区域）が指定されており、規制を受ける事業所（特定事業所）は697となっています。

三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2区域が指定され、規制を受ける事業所は、35（四日市34、尾鷲1）となっています。

石油コンビナート地域では、危険物、高压ガス等の可燃性物質が大量に集積しているため、危険物施設に対する消防法、高压ガス施設に対する高压ガス保安法等、個別の保安関係諸法による規制に加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく各施設の面積や配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等が定められるなど、災害発生時における被害の拡大防止に向けた総合的な対策をとっています。

県は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を策定しています。また、この計画に基づく対策を推進するとともに、関係市及びその他の防災関係機関が実施する事務や業務の総合的な調整を行うこととなっています。

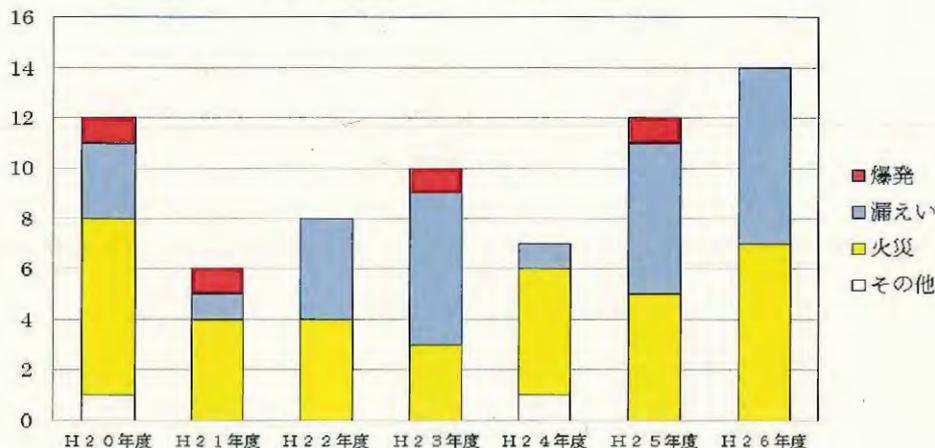
2 事故災害の現状と対策

平成26年度における本県の石油コンビナート地域における火災等の事故発生件数は14件（全て四日市地区）で、大規模な事故や爆発事故は発生しなかったものの、例年と比べ火災、漏えいとも増加しました。

近年の事故原因は、腐食などの設備の維持管理上の問題や、人為的なミスによるものが多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るため保安対策セミナーなどを開催しソフト面の強化を図ってまいりました。

また、消防その他関係機関と連携して防災訓練の実施等により、事故の発生防止や拡大防止を図っているところです。

特定事業所において発生した事故



3 三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

平成26年度は、平成25年度に実施した「石油コンビナート防災アセスメント」結果を踏まえるとともに、昨年1月の三菱マテリアル（株）四日市工場の爆発火災事故をはじめ、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生しており、その発生防止を図るため、防災計画を大幅に見直しました。

○主な見直し項目

～防災アセスメントの反映～

① 災害想定の見直し

危険物タンク、高圧ガスタンク等潜在危険性のある施設について、平常時、地震時、津波時に係る災害想定に、防災アセスメント結果を反映させました。

② 地震防災対策の強化

地震による災害の発生危険度を低減するため施設の安全性強化対策や事業所の安全管理体制を強化するようにしました。

③ 津波浸水被害対策の追加

各事業所において、津波浸水図を基に、詳細な被害の様相を検討し浸水深や津波到達時間に応じた対策を検討していくようにしました。

④ 大規模災害への対応し得る防災体制の整備

防災関係機関、特定事業者等が一体となって、災害の想定レベルに応じた防災・減災体制の検討を進めていく必要があります。

<特定事業者の体制強化>

- ・事業所の態様に応じた大規模災害の検討
- ・大規模災害が発生した場合の影響範囲及び対応の検討
- ・関係機関の情報収集・集約を円滑化するため、発災事業所に現地連絡室を設置

<防災本部の体制強化>

- ・現地連絡室に防災本部や市から職員を派遣し、現場の一次情報の共有

～重大事故の防止～

⑤ 重大事故の発生防止に向けた取組の強化

貯蔵・取扱いしている物質の性状、安全管理上の要件、当該施設の計測装置等の特性、緊急停止の要領、異常時の危険認識や対応手順等などの教育を実施し、安全確保においての基礎的な取組みを徹底していく必要があります。

<重大事故の発生防止>

- ・リスクアセスメントの実施とその結果の作業標準等への反映

<教育・訓練の充実>

- ・協力会社も含めた安全管理教育の徹底
- ・非定常作業に係る教育・訓練の実施
- ・技術伝承ができる教育体系の整備

⑥ 関係機関の連携強化

国、県、市等の関係機関は、事故発生時の対応や重大事故防止対策における連携をより一層強化していく必要があります。

- ・防災関係機関の相互連携の明確化

～災害復旧～

⑦ コンビナート施設の災害復旧

大規模災害の発生時に、早期の復旧・復興に貢献するため、燃料やエネルギー等を供給していく必要があります。

- ・石油製品の供給施設に係る優先的復旧体制構築の促進

4 コンビナートにおける保安人材の育成

昨年度発足した、関係省庁連絡会議の報告書の中で、『石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故件数は、平成6年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にある。死傷者数についても増減はあるものの、近年も高い水準にあり、これらの背景には、リスクアセスメントや人材育成・技術伝承等の問題がある。』と分析しています。昨年度のコンビナート防災計画の修正においても、重大事故の発生防止のため、事業所内での従業員に対する「教育・訓練の充実」を図るようしたところです。

このような中、コンビナート事業所における保安人材のよりレベルアップを図るため、毎年講演会形式で行っている『保安対策セミナー』を、『保安対策セミナー・四日市産業安全塾』として、講演会と複数回の講座を合わせて行う予定です。また、本年度から、コンビナート事業所における保安に関わる人材育成を行っていくこととして、今年度は教育プログラムの開発を行うこととしています。

8 東日本大震災支援本部員会議について

1 本部員会議の運営

東日本大震災の発生を受け、県では平成23年3月14日に「東日本大震災支援本部」(本部長 知事)を設置し、平成26年度までに本部員会議を19回開催して、さまざまな支援を行ってきました。

平成27年度は4回の開催を予定しており、派遣職員の活動報告を通して被災地の状況把握にも努め、引き続き全庁的な連携を図りながら支援・交流を行っていきます。

2 平成26年度の取組(主なもの)

(1) 人的支援

- 県職員(派遣期間:26.4.1~27.3.31、(*)のみ~26.9.30)

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	用地業務	一般事務	1名
	農地・農業用施設等の災害復旧業務	農業土木	1名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	治山施設・林道の災害復旧業務	林業	1名
	道路・河川等の災害復旧業務等	総合土木	1名
	災害復旧に伴う住宅等新築にかかる建築確認業務等	建築	1名
	復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務(*)	文化財	1名
岩手県	換地業務	一般事務	1名
福島県	観光業務	一般事務	1名
計			9名

※ 平成25年度末までの派遣累計は、期間の長短合わせて586名

- 警察官

派遣・出向先	業務内容	職種	人数	期間
福島県	警察業務	機動隊	70名	H26.4.15~H26.5.1
			66名	H26.6.10~H26.6.26
			40名	H27.3.17~H27.4.2
岩手県	警察業務	警察署	3名	H26.4.1~H27.3.31
計			179名	

※ 平成25年度末までの累計は、期間の長短合わせて1,736名

(参考)

職 種	延べ人数	備 考
市町職員	13名	平成25年度末までの派遣累計は730名
消防職員	—	平成23年3月末までに救助活動・火災対応等のため346名派遣

(2) 被災地への支援・交流

- 東日本大震災四周年追悼式の実施（防災対策部）
- 東日本大震災被災地派遣職員活動記録集の作成（防災対策部）
- 久慈市と県内のグリーン・ツーリズム実践者等の相互交流（農林水産部）
- 各種イベント等で被災地の物産振興、観光PR（農林水産部、雇用経済部）
- 「学校防災交流事業」と「ハイスクールサミット in 東北」での中高生による被災地との交流（教育委員会）

(3) 県内避難者への支援

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- ホームページで生活関連情報の提供（防災対策部）
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせを、市町を通じて避難者へ配布（防災対策部）
- 避難者への住宅の提供（総務部・健康福祉部・県土整備部・教育委員会・企業庁）
- 福島県が県内避難者向けに実施するホステル・テイクアウトによる内部被ばく検査について、広報および検査場所を提供（健康福祉部）
- 三重県総合博物館への招待状を配布（環境生活部）

3 平成27年度の取組予定（主なもの）

(1) 人的支援（平成27年4月以降の派遣人数）

- 県職員（派遣期間：27.4.1～28.3.31）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	道路・河川等の災害復旧業務等	総合土木	1名
	災害復旧に伴う住宅等新築にかかる建築確認業務等	建築	1名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1名
福島県	観光業務	一般事務	1名
計			6名

○ 警察官

派遣・出向先	業務内容	職種	人数	期間
福島県警察	警察業務	機動隊	未定	未定
		警察署	2名	

(参考) 市町職員

県	派遣先		延べ人数	派遣元市町
	市町村			
宮城県	石巻市		6名	桑名市、鈴鹿市(2名)、伊賀市、菰野町(2名)
	山元町		1名	津市
	南三陸町		1名	鳥羽市
岩手県	陸前高田市		1名	松阪市
福島県	相馬市		2名	菰野町
	新地町		1名	四日市市
計			12名	

(2) 被災地向け支援・交流

- 東日本大震災五周年追悼式の実施（防災対策部）
- 東日本大震災被災地派遣職員活動記録集追補版の作成（防災対策部）
- 各種イベント等で被災地の物産振興、観光PR（農林水産部・雇用経済部）
- 久慈市とのグリーン・ツーリズムを通じた交流（農林水産部）
- 宮城県の中학생及び教職員を三重県に招く学校防災交流事業の実施（教育委員会）

(3) 県内避難者向け支援

三重県への避難者数（平成27年4月末現在）



※ピークは、平成24年11月末現在の512名

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合 計
桑名市	0名	0名	14名	0名	3名	17名(7世帯)
四日市市	112名	17名	45名	54名	18名	246名(68世帯)
菰野町	0名	0名	1名	0名	0名	1名(1世帯)
鈴鹿市	1名	13名	21名	0名	0名	35名(14世帯)
亀山市	0名	4名	15名	0名	0名	19名(7世帯)
津市	0名	4名	43名	0名	6名	53名(19世帯)
松阪市	0名	2名	17名	0名	0名	19名(8世帯)
多気町	0名	0名	0名	4名	0名	4名(1世帯)
伊勢市	1名	6名	19名	0名	2名	28名(11世帯)
鳥羽市	0名	1名	0名	0名	0名	1名(1世帯)
志摩市	1名	2名	0名	0名	0名	3名(2世帯)
南伊勢町	0名	1名	0名	2名	0名	3名(2世帯)
伊賀市	0名	3名	3名	0名	0名	6名(3世帯)
名張市	0名	0名	6名	0名	2名	8名(4世帯)
尾鷲市	0名	0名	3名	0名	2名	5名(3世帯)
合計	115名	53名	187名	60名	33名	448名(151世帯)

- 避難者の総合相談窓口機能（防災対策部）
- ホームページで生活関連情報の提供（防災対策部）
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせを、市町を通じて避難者へ配布（防災対策部）
- 避難者への住宅の提供（総務部・健康福祉部・県土整備部・教育委員会・企業庁）

9 地域防災力の向上について

1 「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」について

(1) 設立目的

三重県と国立大学法人三重大学は、平成26年4月1日に、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター設置に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、県と三重大学が相互に連携し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下「センター」という。）」を設置しました。

(2) センターの組織と運営体制

センターには、センター長1名（三重大学の研究を担当する理事）と副センター長2名（県防災対策部長、三重大学地域圏防災・減災研究センター長）を置いています。また、センターの最高意思決定機関である運営委員会は、県防災対策部長を委員長とし、計6名の委員で構成しています。

センター事務局は、事務局長1名、災害対策コーディネーター3名、専任教員2名、事務補佐員4名の10名に、三重県職員2名の駐在を加えた計12名体制で事業を推進しています。

上記以外にも、数名の三重大学教員と三重県職員が併任としてセンター事業に参画しています。



図1 センター運営体制

(3) 平成26年度の主な事業概要

① 人材育成・活用事業

ア 防災・減災に関する専門知識と実践力を身につけ、地域づくりに貢献する人材を養成すること等を目的として、みえ防災さきもりコース、みえ防災コーディネーターコース、みえ防災聴講コースを開講しました。

・受講者数：みえ防災さきもりコース 受講者数：17名

みえ防災聴講コース 受講者数：17名

みえ防災コーディネーターコース 受講者数：14名

イ 市町の防災担当職員を対象として、災害発生時の初動期における実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得の場を提供し、災害対応力の向上を図ることを目的として、市町防災担当職員を対象とした防災講座（初動期）を開講しました。

・受講者数：延べ150名

（23市町、9地域防災総合事務所・地域活性化局）

ウ 災害時における率先避難や避難所運営の指導的立場になることが期待される自主防災組織のリーダーの育成を目的として、特に、地域防災の要となる自主防災組織等で活躍することができる女性を中心に、自主防災組織リーダー人材育成講座を開講しました。

・3会場（四日市、津、伊勢）

・受講者数：延べ101名（うち女性86名）

エ 「医療・看護」「保健・福祉・介護」「教育・保育」分野で活躍する、専門職を持つ人材を対象として、それぞれの業務の中で防災の知識を活用してもらうことを目的として、専門職防災研修を開講しました。

・受講者数：55名（うち女性52名）

オ みえ防災コーディネーターの新規育成を行いました。防災分野に女性の視点を取り入れることと、県内の防災人材の女性比率を向上させることを目的として、女性限定で受講者を募集しました。

・修了者数：31名

カ 児童生徒の防災意識や知識の向上を図るために体験型防災学習を指導できる教職員を養成し、学校における体験型防災学習を推進することを目的として、体験型防災学習「防災タウンウォッチング」指導者研修会を実施しました。

・5会場（伊賀市立上野西小学校、松阪市立第二小学校、熊野市立木本小学校、四日市市立富田小学校、南伊勢町立南島小学校）

・受講者数：127名

キ 県・市町・企業・地域等からの要請に合った人材情報を提供することにより、これらの防災活動の支援を図り、地域の防災力の向上に資することを目的として、防災・減災に関する知識や経験、技能を有するみえ防災コーディネーターを「みえ防災人材バンク」に登録する制度を創設しました。

・登録者数：112名

② 地域・企業支援事業

ア 地域や企業、市町の防災取組の支援を行うことで、地域防災力の向上を目的として、相談窓口を設置し、企業防災アドバイザー等が電話や直接の来訪等への対応を行いました。

・相談件数：68件

(うち地域支援相談6件、企業支援相談21件、市町等支援相談24件、その他17件)

イ みえ企業等防災ネットワークの会員が、防災に関する知識の習得や会員相互の交流・相互理解・協力が円滑に進むよう事務局としてネットワークの運営を支援しました。

・加入会員数：231団体

・地域別企業防災研修：4会場（四日市、津、松阪、鳥羽）

受講者数：112名

・全体会の開催（津）参加者数：107名

ウ 独立行政法人海洋研究開発機構が熊野灘沖に設置している地震・津波観測監視システム（DONET）から得られる情報を利活用し、減災に結びつけることを目的として、DONET研究会の運営を行いました。

・研究会開催：2回

エ 「地域」と「学校」の防災取組みを結びつけることを目的として、「Myまっぷラン」と「防災ノート」の連携について検討する協議の場を、センターの中に設置しました。

・熊野市木本町で実施された地域のワークショップや、大紀町錦地区で実施された防災訓練において、「学校」における取組と「地域」の取組の連携を図りました。

③ 情報収集・啓発事業

ア 三重県内における防災・減災に関するさまざまな情報を、防災学習や防災対策、防災研究に活用できる環境の整備を目的として、

「みえ防災・減災アーカイブ」を構築しました。平成26年度は特に、昭和東南海地震に関する情報に特化してアーカイブに掲載し、一般に公開しました。

・平成27年4月28日公開 (<http://midori.midimic.jp/>)



図2 みえ防災・減災アーカイブ

イ 平成26年度は昭和東南海地震の発生から70年の節目の年であることから、平成26年12月6日(土)、津リージョンプラザお城ホールにおいて、「昭和東南海70年シンポジウム」を開催しました。また、シンポジウムに合わせ、防災啓発のパネル展示、防災関係団体の展示を行いました。

・参加者数：約480名

④ 調査・研究事業

DONETより得られる観測情報の効果的な活用方法の研究を含む「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害像の『見える化』に関する調査研究」、「災害時要援護者支援に関する調査研究」等、実践的なテーマを選定し、研究を実施しました。

(4) 平成27年度の事業概要、取組方針

上記の平成26年度事業を継続し、より良い内容にブラッシュアップするとともに、下記のとおり新しい内容を取り入れた事業の展開を図ります。

- ① 消防団と自主防災組織の連携についての理解を深めることを目的として、専門職防災研修に、「消防団」分野を設けます。
- ② 自主防災組織リーダー人材育成講座においても、消防団と自主防災組織との連携をテーマとしたカリキュラムで実施します。
- ③ 県土整備部と連携して、「市町の都市計画関係職員向けの防災研修」を開講します。
- ④ みえ防災・減災アーカイブは、平成26年度は昭和東南海地震に特化して情報を収集しましたが、平成27年度は伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の風水害について、重点的に情報を収集します。
- ⑤ 東日本大震災から5年の年を迎えることから、被災地支援の取組の一環として、被災地のいち早い復興につながる内容の、「東日本大震災5年シンポジウム(仮称)」を開催します。

2 地域防災力連携強化促進事業「～ちから・いのち・きずなプロジェクト～」 について

(1) 事業の目的

激化する自然災害に緊急的に対応できる地域防災力を強化するため、その中心となる「消防団」と「自主防災組織」の充実強化を図り、この二つの組織がまとまりをもって、災害対応に力を発揮するための人づくりの新たな仕組みを構築することにより、地域の防災力の向上を図るため、以下の事業に取り組みます。

(2) 取組概要

① 消防団・自主防災組織活動実態調査

消防団及び自主防災組織に対し、アンケート調査を実施し、消防団・自主防災組織における防災に関する知識やスキルの現状、消防団と自主防災組織との連携の実態、今後の連携に係る課題等を分析し、今後の取組に反映させます。

② 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」キックオフイベント（地域防災シンポジウム）

消防団幹部、自主防災組織リーダー、市町消防団担当者、市町自主防災担当者が、消防団と自主防災組織の二つの組織が連携して地域防災に取り組むことの重要性について共通認識を持ってもらえるよう、キックオフイベントを開催します。

③ 自主防災組織アドバイザー養成講座（みえ防災・減災センター事業）

防災知識、技術の習得、消防団と自主防災組織の役割分担等について、自主防災組織に対し、アドバイスができる消防団員を養成します。

④ 自主防災組織リーダー研修（みえ防災・減災センター事業）

自主防災組織のリーダーとして必要な知識、技能を習得させるとともに、その役割についての自覚を高め、自主防災組織の活性化のために活躍できる人材の養成を図ります。

⑤ 消防団・自主防災組織連携実務研修

アドバイザー養成講座修了者と自主防災組織リーダー研修修了者が、両組織の役割分担や課題などについて、意見交換や情報共有を行う場を設けることで、今後の地域における連携活動につなげます。

⑥ 消防団・自主防災組織連携実践モデル事業

アドバイザーが中心となり、地元の消防団と自主防災組織が一緒になって、連携実務研修で実践したことを地域で実行に移し、災害時に相互が補完し合いながら、隙間ない対応ができる体制を構築していきます。

⑦ 自主防災活動活性化支援事業

活動の実態が無い自主防災組織について、地元市町と連携しながら地元に出向き、直接働きかけを行いながら、自主防災活動への理解を深め、活動の活性化に繋げていきます。

⑧ 防災若手人材づくり

みえ防災・減災センター講座や県消防学校講習を活用して、防災に係る専門的知識を習得する教育訓練を行います。

⑨ 若年層消防団員の確保のための仕組づくり

三重県消防協会の消防団活性化促進事業や市町と連携しながら、若手消防団員応援制度など入団のメリットを提供できる仕組みの構築や事業所の理解・協力を得ることにより、被雇用者が入団しやすい環境づくりを進めます。

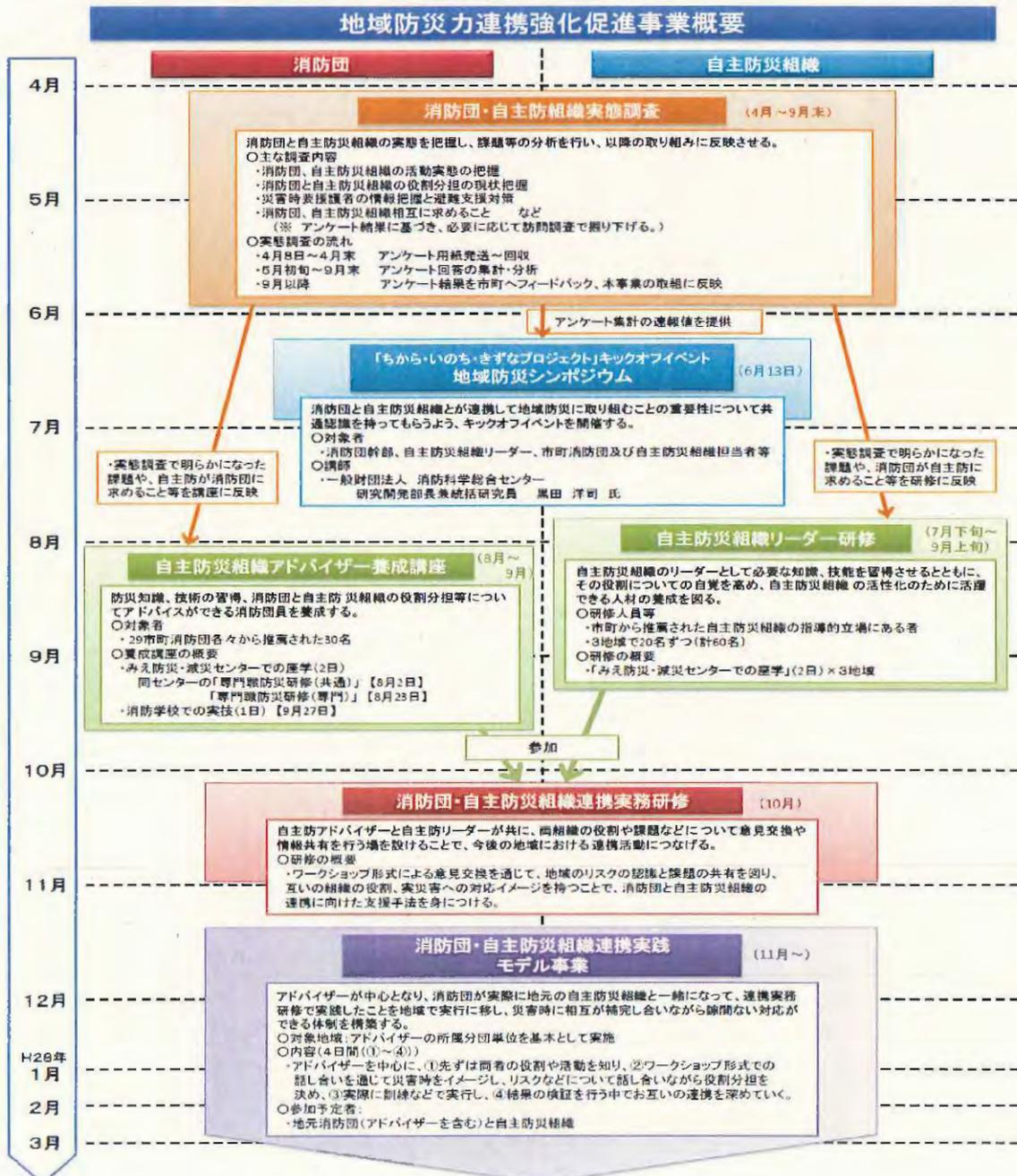


図3 平成27年度の取組概要

3 津波避難に関する三重県モデル及び避難所運営マニュアル策定指針の水平展開について

(1) 「津波避難に関する三重県モデル」について

東日本大震災における津波避難に関する課題を受け、津波避難を確実なものとするために、平成24年度に、住民一人ひとりの津波避難計画である「Myまっぷラン」を活用した取組を中核とし、災害時要援護者の避難対策の方向性や、自動車による避難、新たな津波避難施設・設備等について、これからの三重県における津波避難の基本的な考え方を、「津波避難に関する三重県モデル」として取りまとめました。

平成25年度からは、三重県モデルを活用した地域における津波避難計画作成の取組を県内地域に水平展開するため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して、地域における実践的なワークショップなどへの実地支援や市町への財政支援を行っているところです。

この結果、平成26年度は、熊野市の2地区で新たに取組まれたほか、鳥羽市でも取組が始まるなど、合わせて5市町16地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画の作成の取組も、7市町41地区で行われました。

(2) 「避難所運営マニュアル策定指針」について

東日本大震災における教訓を受け、平成24年度に、避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人等への配慮の視点を取り入れるなどの改定を行った「三重県避難所運営マニュアル作成指針」について、避難所単位の運営マニュアルの作成を推進するため、三重県モデルの水平展開と同様に、取組に対する実地支援を行った結果、平成26年度は、名張市内の4地区で作成に取り組まれたほか、いなべ市や熊野市でも取り組まれるなど、合わせて7市町17地区で取組が行われました。

(3) 今後の進め方について

平成27年度においても、これら取組が市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて、みえ防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内各地域への水平展開を図ります。

10 災害対応力の充実・強化について

発生が危惧される南海トラフ巨大地震や近年勢力を増す台風に備えるため、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び同年 9 月の紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、災害対策本部の体制見直しにより機能強化を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その体制の検証を行うことにより、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

また、災害発生時の応援・受援のための広域連携の重要性が高まっていることから、広域避難体制の整備を図るとともに、大規模災害に対する応急対策の活動拠点として、広域防災拠点施設の整備を進めます。

さらに、運航開始から 22 年を経過した防災ヘリコプターを、平成 28 年度末までに更新します。

1 三重県災害対策本部体制の機能強化

(1) 三重県災害対策本部体制

ア 災害対策本部（「参考 1」参照）

災害対策本部の組織体制について、危機管理統括監のもと全庁が一体的となって災害対策を行うことができるよう、平成 24 年度から「災害対策統括部」を設置することを中心とした見直しを行いました。

「災害対策統括部」は、危機管理統括監を統括部長とし、統括部長の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長（知事）の意思決定を支援するものとし、次のような組織体制としました。

(ア) 災害対策統括部に、対応方針立案や関係部局との調整を行う「部隊」を設置

(イ) 総括部隊に、各救助機関と総括部隊とのハブ機能を担う「救助班」を設置

(ウ) 総括部隊に、情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」を設置

(エ) 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」を設置

イ 地方災害対策部（地方部）（「参考 2」参照）

災害対策本部の組織体制について、災害対策本部組織との整合性及び地域機関の見直しを踏まえ、平成 24 年度に次のとおり見直し、平成 25 年度から新体制での活動を実施しています。

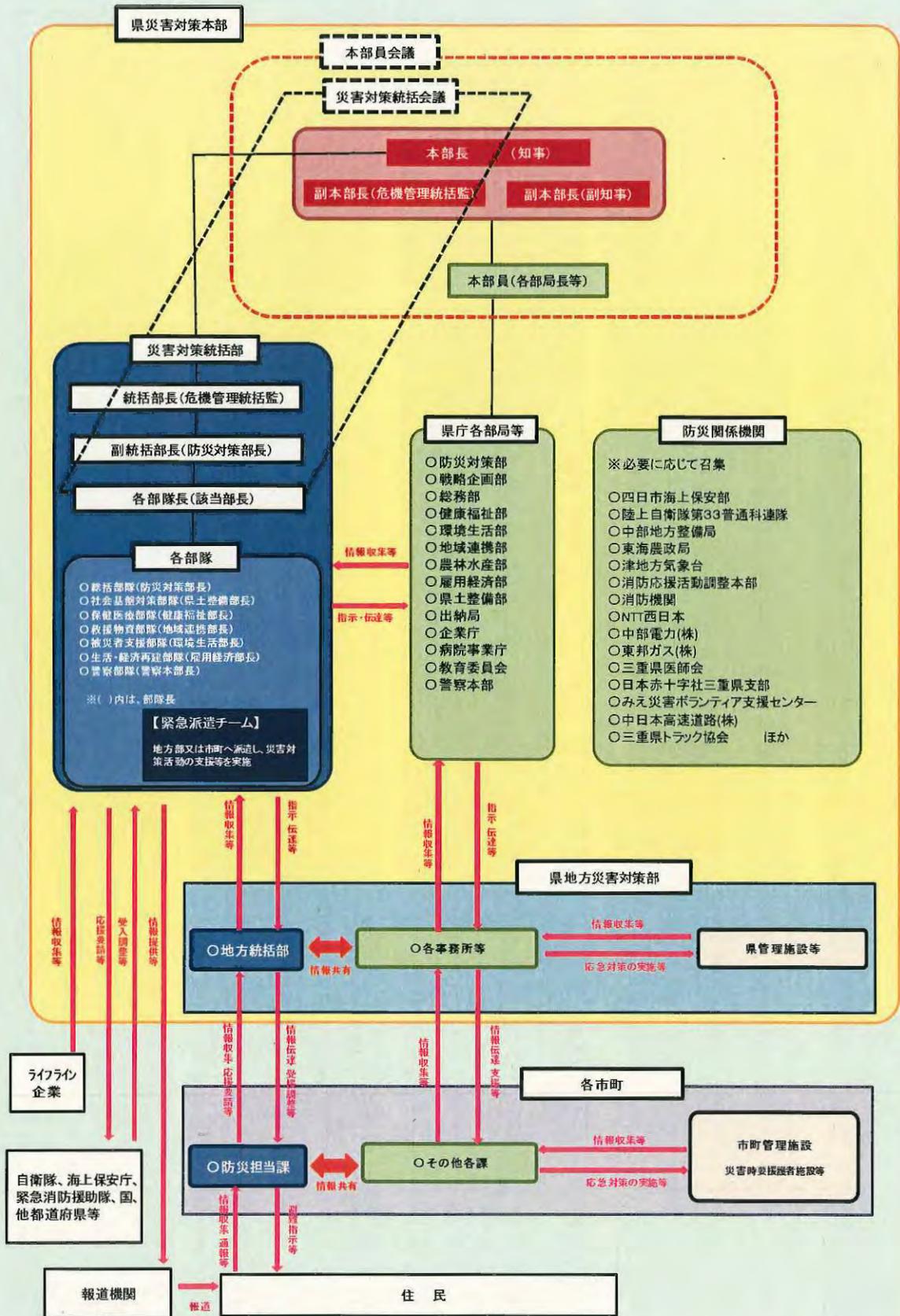
(ア) 地方統括部の創設（総括班の充実・強化）

(イ) 派遣チームの創設

(ウ) 地方部調整会議の創設

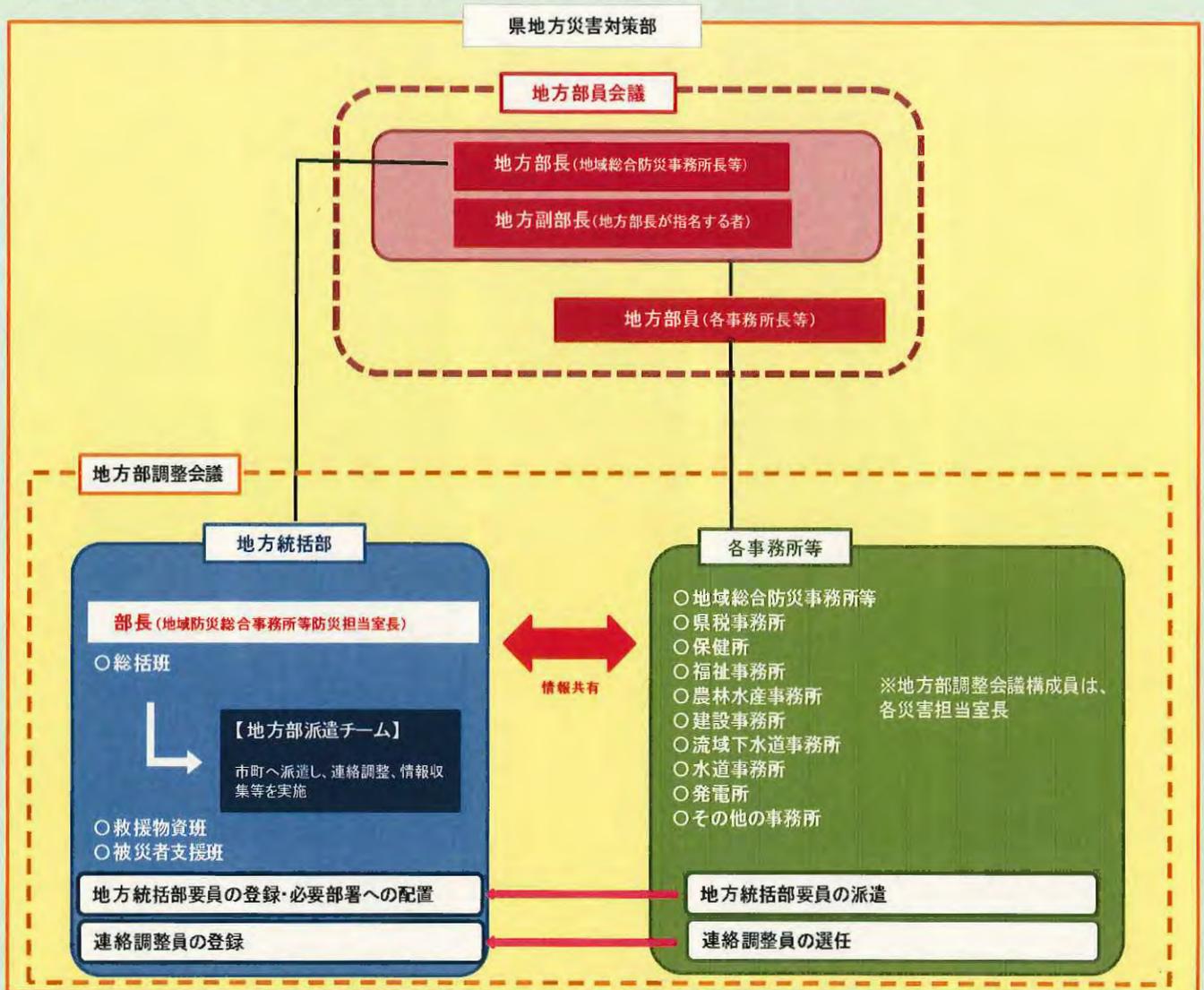
(参考1) 災害対策本部組織図(本部) ※非常体制時

県災害対策本部組織図(非常体制時)



(参考2) 地方災害対策部 (標準例)

県地方災害対策部組織図 (標準例) ※各地方部ごとの体制は、それぞれの地方部において定める。



- ※ 平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資対策、被災者支援対策等地方統括業務を実施する職員を派遣する。
- ※ 平時関連業務(社会基盤対策、保健医療対策)を行う事務所は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。
- ※ 地方統括部各班及び各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部委員の配置を調整する。

(2) 災害時における積極的な職員派遣（「参考3」参照）

災害対策本部及び地方災害対策部組織体制の見直しとあわせて、災害時における職員派遣体制を整備したことから、派遣チームの研修を行い、台風襲来時など必要な時に積極的に職員を派遣していきます。

また、実派遣及び図上訓練において、派遣班活動マニュアルの検証・見直しを行います。

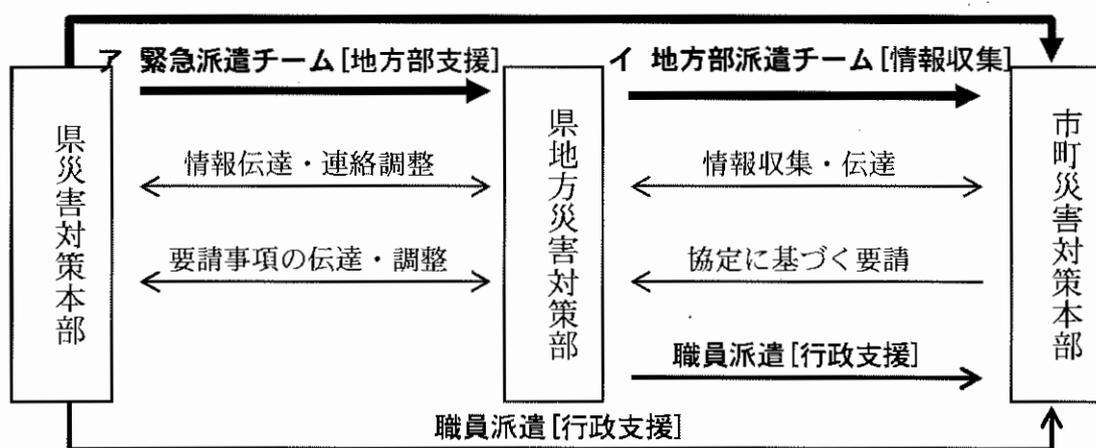
ア 緊急派遣チーム

災害が発生又は発生するおそれがある場合、災害対策本部総括部隊派遣班の調整のもと、地方部支援または市町災害対策本部支援を行うために、災害対策本部（本庁）から派遣します。

イ 地方部派遣チーム

災害が発生又は発生するおそれがある場合、地方部「総括班」の調整のもと、被災市町の情報収集等を行うために地方部から派遣します。

(参考3) 災害時における職員派遣のイメージ



(3) 三重県災害対策本部設置の状況

平成26年度は、災害対策本部を16回設置し、災害対策活動を実施しました。

特に台風接近の際には、津地方気象台の協力を得て、台風の進路や降雨の見込みについて各部や地方部、市町と情報を共有したほか、随時、災害対策統括会議を開催し、緊急派遣チームの派遣を決定するなどの活動を行いました。

今年度は、5月12日の南部地域における暴風（台風第6号）への対応として、災害対策本部を設置し対応しました。

災害名	設置月日	主な被害	派遣状況
4月29日から30日にかけての南部地域における大雨	4月29日	河川2ヶ所、鉄道不通など	
6月5日から6日にかけての紀勢・東紀州地域における大雨	6月5日	道路1ヶ所、河川3ヶ所、鉄道不通など	
6月8日の伊賀地域における大雨	6月8日	被害なし	
7月9日の紀勢・東紀州地域における大雨	7月9日	鉄道不通	
7月10日の県内全域における大雨（台風第8号）	7月10日	軽傷1人、住家一部破損7棟、道路2ヶ所、河川5ヶ所、鉄道不通、停電など	緊急派遣チーム7人 地方部派遣チーム2人
8月9日から11日にかけての県内全域における大雨（台風第11号）	8月9日	重傷2人、軽傷5人、住家半壊3棟、一部破損47棟、床上浸水48棟、床下浸水276棟、道路108ヶ所、橋梁4ヶ所、河川285ヶ所、砂防5ヶ所、崖くずれ43ヶ所、鉄道不通、断水、停電など	緊急派遣チーム9人 地方部派遣チーム32人
8月12日の北部、中部地域における大雨	8月12日	被害なし	
8月16日の北部地域における大雨	8月16日	道路1ヶ所、河川2ヶ所、鉄道不通、停電など	
8月17日の北部地域における大雨	8月17日	崖くずれ1ヶ所、鉄道不通、停電	
8月18日の中部地域における大雨	8月18日	鉄道不通	
8月23日の北部、中部地域における大雨	8月23日	鉄道不通、停電	

9月4日の伊勢志摩地域における大雨	9月4日	被害なし	
9月4日の伊勢志摩地域における大雨 (同一日に2回目)	9月4日	被害なし	
9月6日の北中部、伊勢志摩地域における大雨	9月6日	住家床下浸水8棟、道路1ヶ所、河川3ヶ所、鉄道不通、断水、停電など	
10月5日から6日にかけての県内全域における大雨(台風第18号)	10月5日	軽傷1人、住家一部破損7棟、道路7ヶ所、橋梁1ヶ所、河川21ヶ所、鉄道不通、停電など	緊急派遣チーム7人 地方部派遣チーム13人
10月13日から14日にかけての県内全域における大雨(台風第19号)	10月13日	軽傷2人、住家一部破損5棟、床下浸水1棟、道路9ヶ所、河川38ヶ所、砂防5ヶ所、崖くずれ1ヶ所、鉄道不通、停電など	緊急派遣チーム7人 地方部派遣チーム13人

※ 台風接近の際には、東紀州地域の孤立を警戒し、大雨警報等が発表される前に、災害対策本部から尾鷲・熊野地方部等に対する緊急派遣チームとして計4回30人を、また各地方部から市町への派遣チームとして計4回60人を、それぞれ派遣しました。

(4) 平成26年台風第11号における課題への対応

台風第11号への対応について、市町等と連携して検証を行い、災害対応の体制、避難勧告・指示の発令等、避難所の開設、住民への情報伝達等の課題が明らかになりました。その対応策について、県・市町が取り組む事項、国へ要望を行う事項に分けて整理を行い、それぞれ改善に取り組んでいます。

検証を踏まえ、県では、毎年、出水期までに市町等防災対策会議を開催して、県と市町の災害対応に向けた確認事項などについて共有を図ることとし、今年度は、5月1日に開催したところです。

2 防災訓練の実施

(1) 概要

東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の高揚を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

(2) 平成27年度防災訓練の基本的な考え方

図上訓練や実動訓練等様々な訓練を行うことにより、災害対策本部活動、地域防災計画などの検証および改善を行います。

図上訓練は、これまでの検証で明らかになった課題に対し、機能別訓練等で着実に対応能力の向上を図るとともに、コンビナート災害、国民保護などさまざまな局面を想定した訓練を行います。

実動訓練では、今年度は緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練と合わせた開催となる総合防災訓練において、地域の災害特性を考慮しつつ、関係機関との連携強化、住民参加を踏まえた訓練を行います。

(3) 主な訓練内容

ア 情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練

三重県地域防災計画に基づき、職員一斉メールシステムを使った「三重県職員情報伝達訓練」を、年間を通して抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証します。

また、緊急地震速報が流れたとき、職員が的確な行動を取れるとともに、会議や来客対応時でも来庁者の安全確保に的確な行動がとれるよう、緊急地震速報訓練を実施します。

イ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練（実動訓練）

「養老－桑名－四日市断層帯」を震源とする内陸直下型地震の発生を想定し、訓練の基本的な考え方を踏まえつつ、緊急消防援助隊の出動体勢、活動技術の向上、防災関係機関との連携強化、県および市町の受援体制の確立等を図るために実動訓練を行います。

日時：10月23日（金）8時30分から10月24日（土）12時30分まで

地域：桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、菰野町

※主会場は24日（土）8時30分から長島運動公園（桑名市）にて

ウ 図上訓練

災害対策本部活動について、コンビナート災害、国民保護などさまざまな局面を想定した訓練を行うことにより、対応能力の向上を図ります。

エ 他府県等と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・ 自衛隊防災訓練（南海レスキュー27）への参加
7月8日（水）から7月12日（日）まで
- ・ 中部ブロック協議会 広域連携防災訓練（実動訓練） 8月30日（日）頃
- ・ 近畿府県合同防災訓練（京都府） 10月18日（日）頃
（近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練）
- ・ 中部ブロック協議会 政府緊急災害現地対策本部設営訓練
11月5日（木）頃
- ・ 中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練 時期未定
- ・ 関西広域応援訓練（図上訓練） 時期未定
- ・ 4県（三重、和歌山、徳島、高知）共同津波避難訓練 時期未定

3 広域避難体制の整備

(1) 基本的な考え方

広域避難については、災害対策基本法に「広域一時滞在」が規定されたものの具体的な活動体制は未だ整備されていないことから、本県では、特に、津波の発生や風水害により大規模な広域避難が実施される可能性のある海拔ゼロメートル地帯を有する北勢地域を中心に検討に着手しています。

(2) 「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」の取組

海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策については、県・桑名市・木曾岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において検討しています。

平成26年度は、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、政策提言活動において国に政策提言を行いました。加えて、「県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進補助金」を創設し、両市町の津波避難対策の取組を支援する仕組みを構築しました。

平成26年9月には、桑員2市2町で締結している「危機発生時の相互応援に関する協定」に基づき、桑員地区の広域避難に関する訓練を実施し、台風の接近時における木曾岬町からの広域避難、現地調整所での避難者の受付、避難所の調整等を行い、課題を整理しました。

また、海拔ゼロメートル地帯における多数の避難者の移送に対応するため、平成26年10月、三重県バス協会と「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」を締結しました。

今後は、関係市町が策定する予定の市町避難計画や、桑員地区の広域避難訓練の結果等を踏まえ、広域避難が発生した場合のルールづくりを具体的に検討していくこととしています。

(3) 県境を越える広域避難

県境を越える広域避難については、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市からなる「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において検討しており、平成27年3月には、大規模災害発生時に円滑に広域避難が行われるよう、関係県市の基本的な役割や連絡手順等を整理した「東海三県一市・県境を越える広域避難調整方針」を策定しました。

今後、具体的な検討を行っていくためには、まず、関係市町村の避難計画の策定等、各県での整理が必要であることから、各県での取組が中心となります。本連絡会議では、各県市の取組状況について情報共有を行い、県境を越える場合の広域避難のシミュレーション等も行いながら検討していきます。

4 広域防災拠点施設（北勢拠点）の整備

大規模で広域的災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

県では「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、県内の5つのエリアごとに、順次、広域防災拠点の整備を進めており、平成26年度から北勢広域防災拠点の整備に着手しています。

(1) 場所 四日市市中村町地内（東名阪道四日市東インターチェンジ周辺）

(2) 面積 約23,500㎡

(3) 役割

北勢地域は大規模災害時における広域応援部隊や救援物資輸送の三重県への玄関口という地理的特性を有していることから、北勢拠点には次のような役割が期待されています。

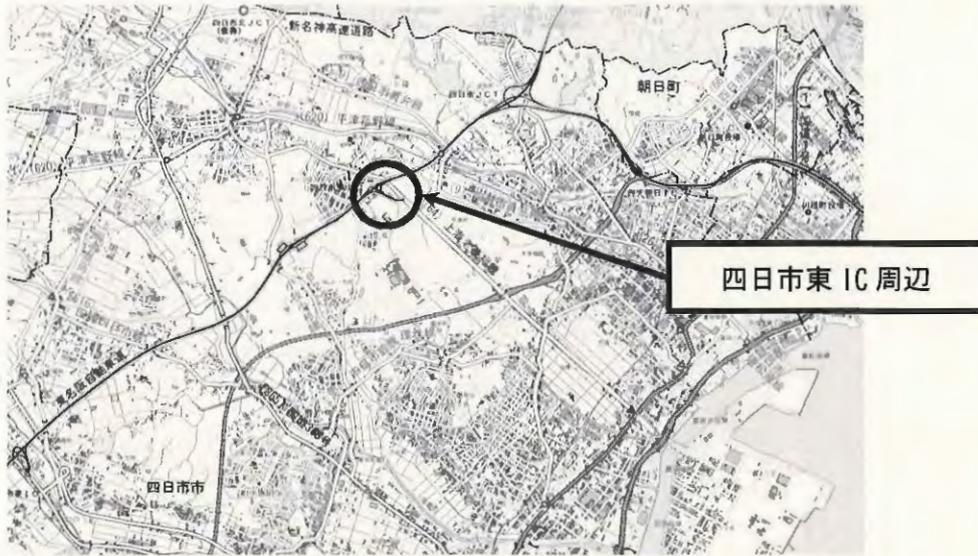
- ・北勢地域での役割……北勢地域における輸送、物資保管・集配、活動等の拠点
- ・全県を統括する役割…県外の広域応援部隊や救援物資等の受入・調整及び他の広域防災拠点の後方支援

(4) 今後の予定

- ・平成26年度：測量・調査・設計
- ・平成27年度：造成工事、備蓄倉庫・無線設備の設計、地質調査
- ・平成28～29年度：土木構造物工事、舗装工事、備蓄倉庫工事、無線設備工事、資機材整備

【平成27年度事業費】 392,812千円

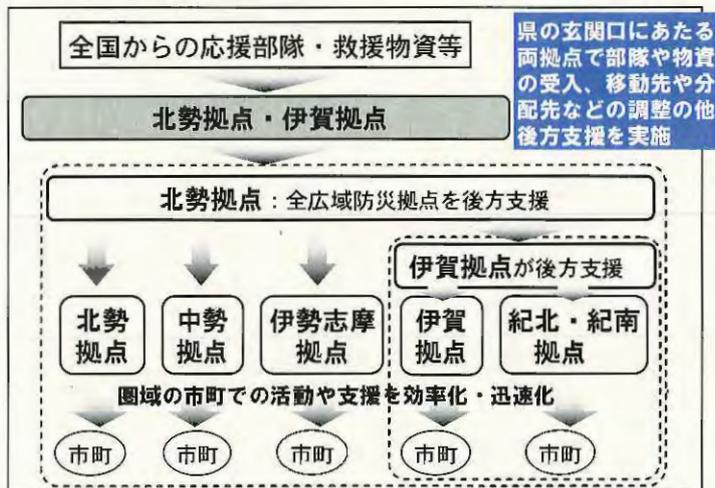
(位置図)



(現況図)



(広域防災拠点の位置づけ)



5 防災ヘリコプターの更新

機体の老朽化に加え、今後、多額の点検整備費用が見込まれることから、平成 27 年度に債務負担により契約発注を行い、平成 28 年度末までに更新します。

機体更新を行うにあたっては、ホバリング能力を考えると小型のヘリコプターでは安全に救助活動を行うことが厳しいことから、中型機を機体更新の候補とします。

併せて、総務省消防庁が所管する緊急消防援助隊で活動するための装備である動態システム等の整備を行い、防災ヘリコプターの機能強化を図ります。

(1) 事業費

- ・機体本体 2,445,476 千円（平成 27 年度～平成 28 年度債務負担）

(2) 今後の予定

- ・平成 27 年度 入札、発注契約
ヘリコプターテレビ電送システム整備の設計
- ・平成 28 年度 機体納入、試験飛行、資機材等購入
- ・平成 29 年度 新機体供用開始

1 1 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

本県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的に危機管理に取り組んでいます。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

平成 24 年度に全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時に各部局を横断して強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を、平成 25 年度には地域における防災・危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置し、県全体の危機管理体制の強化を図っています。

また、防災対策部においては、危機管理統括監の統括の下、各部局等の危機管理に対する助言、調整等を行うとともに、部局への危機管理責任者の配置、危機管理を推進するための連絡調整機関である「危機管理責任者会議」の設置などにより、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監まで報告を迅速に行うよう求めており、その上で必要に応じ知事まで速報するとともに、各部局等に対して、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

本県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(3) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページに危機管理に関する情報等を掲載することにより全庁への情報共有を行い、危機発生の防止を図っています。

また、新聞等で報道された、他の自治体等の危機事例の情報を迅速に全庁に情報共有するため、「危機管理リアルタイムメール」を配信しています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組改善を支援しています。

(5) 研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長を対象とする危機管理研修の実施

イ 危機管理推進者、次長級職員を対象とした専門的な研修の実施

ウ 県職員及び市町職員を対象とした危機管理セミナーの実施

エ 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

オ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の対応方針

引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

また、各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確な対応を行うよう努めます。

12 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

平成 15 年 6 月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（事態対処法）が制定され、この事態対処法の成立を受け、平成 16 年 6 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が制定されました。

また、平成 17 年 3 月に国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針として、「国民の保護に関する基本指針」（基本指針）が閣議決定され、県が国民保護計画を作成する際の基準となるべき事項を定めた「都道府県国民保護モデル計画」が公表されました。

2 県・市町等のこれまでの取組

これを受け、県においては、平成 18 年 3 月に三重県国民保護計画を作成し、同計画に基づく国民保護訓練を実施するなど、国民保護に関する各種取組を進めています。

(1) 県の体制整備

- ・平成 17 年 3 月、「三重県国民保護協議会条例」、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例」、「災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」の公布、施行
- ・平成 17 年 4 月、三重県国民保護協議会の設置

(2) 県国民保護計画及び市町国民保護計画等の作成

- ・平成 18 年 3 月、県国民保護計画の作成
- ・平成 19 年 3 月末までに、全 29 市町が国民保護計画を、8 指定地方公共機関* が国民保護業務計画をそれぞれ作成
- ・平成 26 年 4 月に、三重県歯科医師会が国民保護業務計画を作成し、指定地方公共機関に指定

* 指定地方公共機関

一般社団法人三重県エルピーガス協会、伊勢湾フェリー株式会社、三岐鉄道株式会社、公益社団法人三重県バス協会、一般社団法人三重県トラック協会、公益社団法人三重県医師会、三重テレビ放送株式会社、三重エフエム放送株式会社、公益社団法人三重県歯科医師会（26 年 4 月指定）

(3) 県国民保護対策本部活動要領等の作成

- ・平成 20 年 3 月、県国民保護対策本部等活動要領の作成（武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県国民保護対策本部の活動についての必要事項を規定）
- ・平成 22 年度には、全ての地方部において県国民保護対策本部等地方部活動要領を作成
- ・平成 22 年 3 月、「三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部事務局活動マニュアル」の作成（武力攻撃事態等及び緊急対処事態における、国民保護措置を実施するに当たっての具体的な行動内容や手続きについて整理）

(4) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動措置の確認、緊急対処事態対策本部における業務の確認、関係機関相互の連携強化を主な目的として、県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。

平成 27 年度は国との共同図上訓練を実施する予定です。

(5) ^{ジェイ・アラート}J-ALERT*の整備

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である J-ALERT については、平成 22 年度末までに受信機が、平成 25 年度末までに自動起動装置が、県内全ての市町に整備されています。

また、J-ALERT の全国一斉情報伝達訓練（年 1 回）の実施等により、市町の対応力の向上を支援しています。

*J-ALERT（全国瞬時警報システム）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(6) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。このため、県が作成した「国民保護計画に係る三重県避難要領」や「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するなど、パターン作成に向けた支援を行い、平成 24 年度末までに、県内全ての市町において避難実施要領のパターンの作成が完了しています。

3 今後の予定

訓練の積み重ねにより、対処能力の更なる研鑽に努めていく必要があることから引き続き、国民保護に関する訓練を実施するとともに、三重県国民保護計画、国民保護対策本部活動要領等の必要な見直しを進めます。